

滋賀県子ども若者審議会 第5回条例検討部会 次第

令和6年1月25日（木）17時30分～19時30分

滋賀県庁大津合同庁舎 7-A会議室

1 開会

2 議事

(1) 「(仮称) 滋賀県子ども基本条例」の検討

- ① 子ども等からの意見聴取の状況について 資料1
- ② 目的・基本理念・責務役割等に関するたたき台について 資料2、3
- ③ 子どもの意見聴取・施策への反映に関する規定について 資料4

(2) その他

3 閉会

≪配布資料≫

【資料1】 子ども等からの意見聴取の状況について

【資料2】 条例の全体構成について

【資料3】 目的・基本理念・責務役割等に関するたたき台について

【資料4】 子どもの意見聴取・施策への反映に関する規定について

【参考資料】 滋賀県子育てに関する県民意識調査（R5年度調査結果 速報値）

子ども等からの意見聴取の状況について



条例検討スケジュール

時期	子ども・若者審議会の 条例検討部会での審議	条例案への意見反映				主な 検討 段階
		子どもの意見聴取		大人の意見聴取		
		学校等訪問+Web (委託事業)	左記以外	関係団体等	県民	
R4 12月	12/27 子ども・若者審議会への 諮問					
R5 3月	3/6 第1回検討部会 ・子どもを取り巻く環境について					審議会 部会での 検討 子ども 等からの 意見の 聴取
6月	6/13 第2回検討部会 ・子どもの意見聴取のあり方について					
7月						
8月	8/24 第3回検討部会 ・目的、基本理念、責務について			1,383件の アンケート 結果を取得		
9月	会派説明(方向性)					
10月		事業方法検討 (学校と調整、委託、 動画作成等)			調査準備 (項目検討、 委託等)	
11月	11/21 第4回検討部会 ・目的、基本理念、責務について ・計画、審議会の規定について	訪問 アンケート Web アンケート ~1/9	12/25 現在で 約1万件の意 見を取得	関係団体等 意見聴取	県民意識 調査	
12月						
R6 1月	1/25 第5回検討部会 ・権利保障のための措置について ・聴取した意見の反映について					
2月	第6回検討部会 ・条例たたき台(意見聴取、権 利保障その他の規定)について ・聴取した意見の反映について	2/18 交流会開催	(子ども用資料作成) 条例たたき台に 対する意見聴取	条例たたき台に 対する意見聴取		
3月	常任委員会報告 第7回検討部会 ・条例素案の内容について ・答申案について 審議会全体会 審議会答申		縣市町教委を通じた 周知 子ども県民の声広場 (WEB)を通じた募集	しがネット受付 サービスで実施	庁内での 施策 化に係 る検討	
4月						
5月			反映検討、フィー ドバック	反映検討	法制 審査	
6月	常任委員会報告		(子ども用資料作成) 子ども県民政策 コメント 縣市町教委を通じた 周知	県民政策コメント	制定 手続	
7月						
8月	常任委員会報告		反映検討、フィー ドバック			
9月	9月議会上程					

子どもの意見聴取 (WEBアンケート)

■実施期間 令和5年11月22日～令和6年1月31日

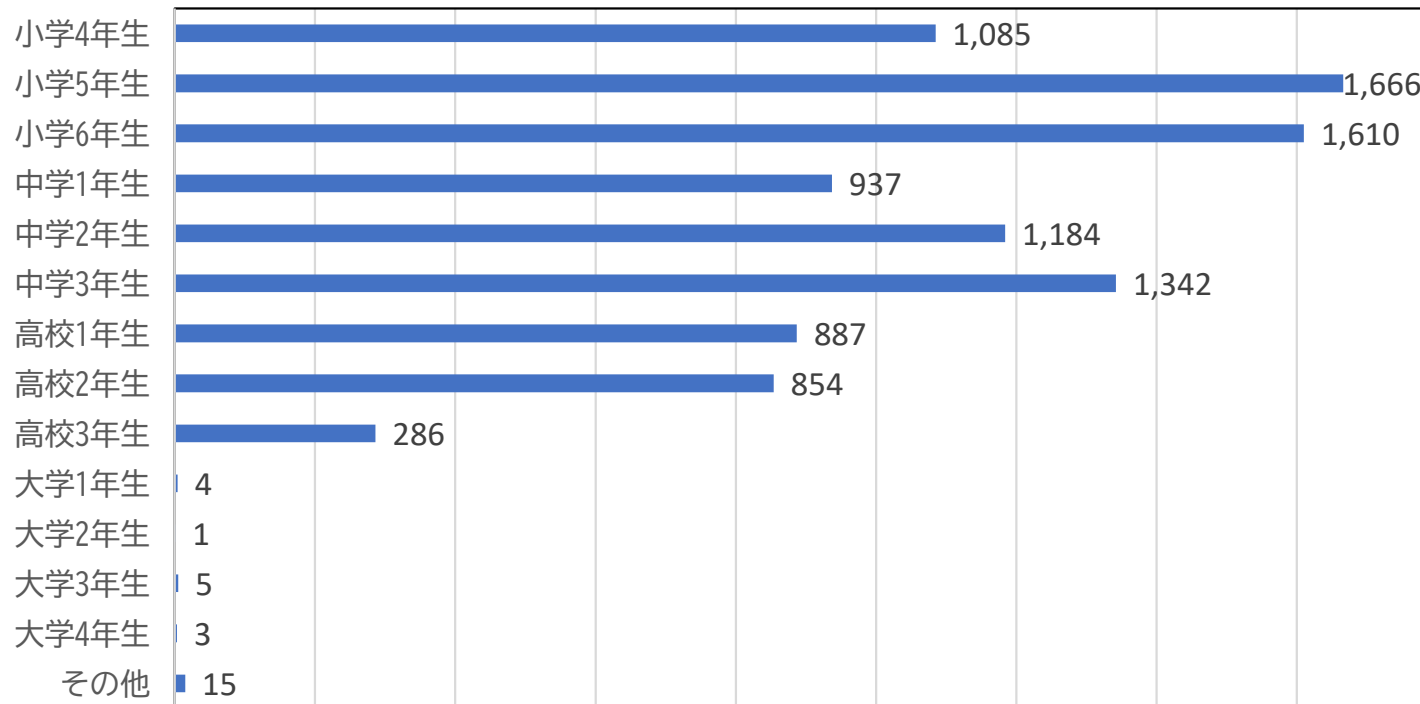
■実施対象 県内の小学4年生～大学生 (小学3年生以下でも回答は可)

■回答数 9,879件 (令和5年12月28日時点)

■質問項目 自由記述3問

- ①滋賀県 (知事) に伝えたいことがあるとき、だれを通じて、どんな方法があれば言えると思いますか。
- ②意見や気持ちを言いやすくするためには、どういう雰囲気や決まりがあったらいいと思いますか。
- ③子どもたちの権利を守るために、大人にやってほしいことはありますか。また、自分たちでできることはありますか。

■ 学年別回答者数



子どもの意見聴取 (WEBアンケート)

■質問1 滋賀県 (知事) に伝えたいことがあるとき、だれを通じて、どんな方法があれば言えると思いますか。

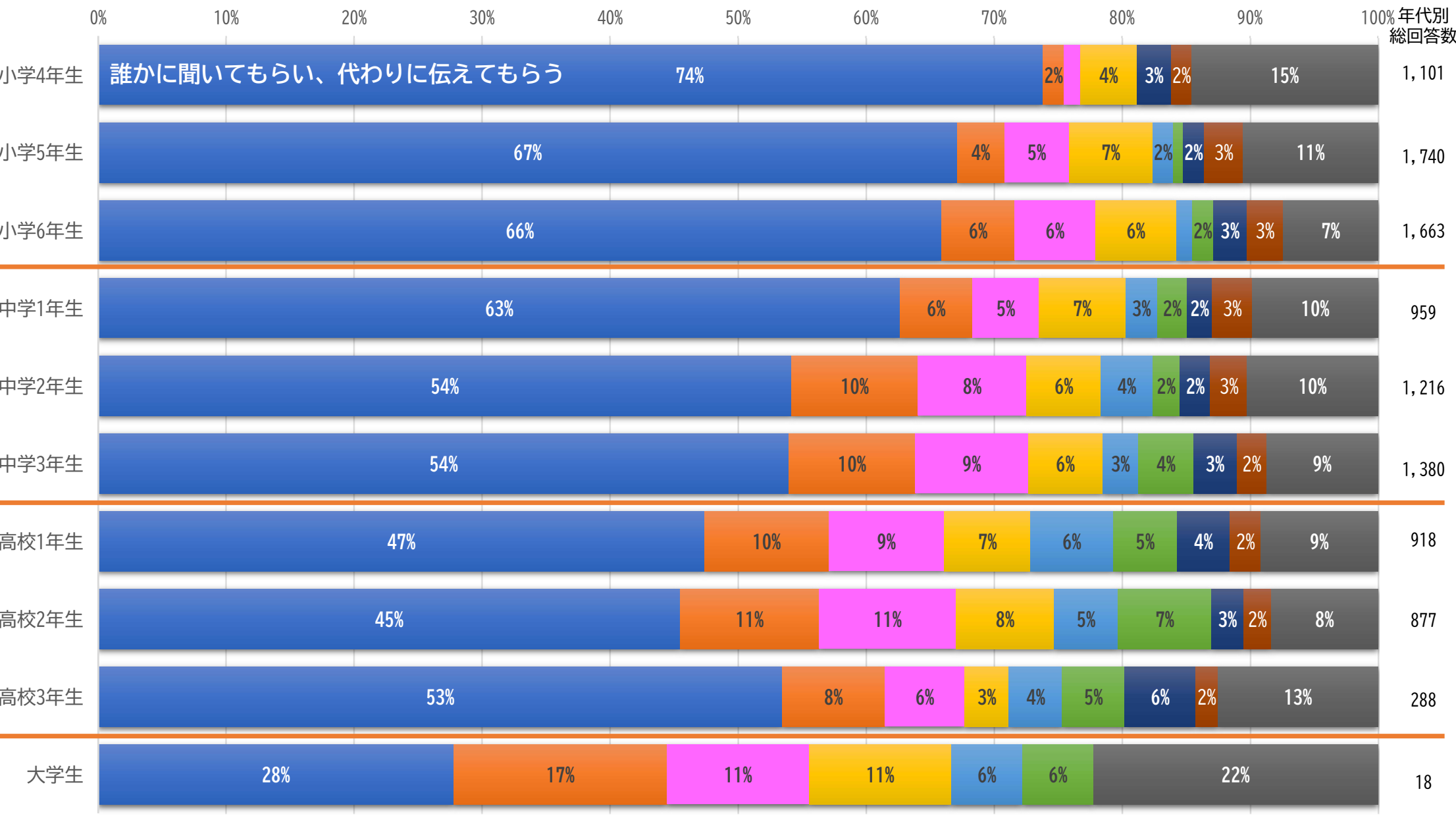
回答 (内容により分類)	回答数	主な意見
誰かに聞いてもらい、代わりに伝えてもらう	6,080	自分が言いたいことをお母さんに代わりに伝えてもらう。 自分の考えを否定せずに聞いてもらえる大人に伝えてもらう。
WEBサイト	698	滋賀県ホームページに、言いたいことを伝えることができる場所を作りそこに書き込む。
SNS	680	snsを通じれば周りを気にせず、自分の意見を言えると思う。 直接は難しいから、SNSなどを通じてなら言えそう。
手紙	626	手紙で伝える。 / 自分の意見は手紙などで直接伝えたい。なぜなら、誰かに代わりに伝えてもらうと、自分の言葉でなくなってしまう気がするから。
アンケートの実施	283	このような匿名が保障されているアンケートならだれにとっても相談しやすい環境が実現すると思います。
意見箱の設置	278	学校にいつでも意見を伝えられる意見箱を設置する
直接伝える	273	直接知事と話せるような場があればいいと思う。フレンドリーな感じで親しめるような雰囲気があれば伝えやすいと思う。
電話	261	電話で聞いてもらう。 緊張するかもしれないから電話で話し合う。
誰かと一緒に伝える	138	自分と同じ意見の人を集めて伝える。
メール	101	誰かを通すと自分の意見がちゃんと伝わらないかもしれないので直接メールや手紙などで伝える。
匿名性	32	誰が言ったかわからないようなような方法 誰にも知られずに滋賀県に伝える方法
皆で意見を出し合う場	25	子供みんなで、話し合える時間ができればいいとおもう出来ればいいと思う。 知らない人同士で集まって、グループディスカッションのように意見を出し合う
相談できる窓口	18	伝える専用の窓口が必要だと思う。 子ども専用の窓口を作る
その他	162	私が上手く話せなくても、意見をしっかり汲み取ってくれるような人に、言いやすい環境で聞いてもらえる。
特になし	450	
無関係	70	

誰に	回答数
親	1,067
年の近い人	791
先生	615
家族	456
大人	442
友達	418
市町	265
身近な人	244
信頼できる人	99
知り合い	96
身近な大人	94
親しい人	67
近所の人	66
話しやすい人	56
学校	54
年上	48
同い年の人	41
地域の人	33
その他	283

誰と	回答数
友達	47
同じ意見を持つ人	12
家族	7
年の近い人	7
信頼できる人	4
親	4
身近な人	4
その他	10

子どもの意見聴取 (WEBアンケート)

■質問1 滋賀県（知事）に伝えたいことがあるとき、だれを通じて、どんな方法があれば言えると思いますか。



■誰かに聞いてもらい、代わりに伝えてもらう ■WEBサイト ■SNS ■手紙 ■アンケートの実施 ■意見箱の設置 ■直接伝える ■電話 ■その他

■質問2 意見や気持ちを言いやすくするためには、どういう雰囲気や決まりがあったらいいと思いますか。

①意見を表明しやすい雰囲気に関する記述から抜粋

小学4年生／大人が全て決めるみたいな雰囲気を無くす。優しい雰囲気。

小学5年生／普通な雰囲気。間違っても温かく受け止めてもらえる雰囲気。

小学6年生／自分の意見を共感してもらえる。

中学1年生／意見を言っても間違いはなくて尊重し合える

中学2年生／間違えてもいい雰囲気。周りの人も共感できるような雰囲気。

中学3年生／その意見を頭ごなしに否定しないこと。

高校1年生／少ない人数でリラックス出来る雰囲気。認め合える雰囲気。

高校2年生／ラフな雰囲気の中で言える環境。それぞれの意見を尊重し合える雰囲気。

高校3年生／意見を言っても他の人から非難されない。

大 学 生 / 意見を受け入れてもらえる雰囲気。意見を主張して当たり前という雰囲気。

②意見を表明しやすい決まりに関する記述から抜粋

小学4年生／誰が言ったか分からないようにする。

小学5年生／しっかりと聞いてもらえて、相談者からの許可が出ていなければ内容を漏らさない。

小学6年生／色んな人に内緒で困ったことが言える。

中学1年生／自分の意見が他の人にとって変な意見でも受け入れてもらえる。

中学2年生／意見を言っても他の人からあれこれ言われない。

中学3年生／意見を言って、全てでなくても意見を反映する。

高校1年生／発言することが当たり前で誰も否定しない。秘密が守られる。

高校2年生／自分の意見を否定されたりせず、一意見として認めてもらえる。

高校3年生／意見がちゃんと伝わっているのか、何にどんなふう利用されるのが分かる。

大 学 生 / 少数派の意見でも尊重される。意見に対する返事がある。いつでも受容体制がある。

匿名性・秘匿性
に関する意見
1,813件 (全体の18%)

条例等への反映

意見を表明しやすい環境の整備

匿名性

最善の利益を優先して考慮

わかりやすい情報提供

聴取意見に対する応答

■質問3 子どもたちの権利を守るために、大人にやってほしいことはありますか。
また、自分たちでできることはありますか。

主な意見を抜粋

小学4年生／自分たちのことを決めるときに自分たちの意見を言える場がある。

小学5年生／先生が子供に対して好き嫌いがあると思うから平等に接して欲しい。

小学6年生／意見を言っても否定されない。（差別、いじめをされない。）

中学1年生／いつも大人だけで決めているものを、子どもも交えて決めたい。

中学2年生／気軽に相談できる場所を作る。

中学3年生／たとえ接している相手が子供でも、一人の人間であるということを忘れずに接してもらうこと。

高校1年生／相談窓口などをつくる。子どもの権利条約の普及。

高校2年生／いざというときに守ってくれる。

高校3年生／いじめなど問題があった時に学校が県と協力して全力で対応してくれる。被害者を助けてくれる。

大 学 生 / 上手く言語化して貰える、周りの人のためになっているか確認して貰える、このような意見を言える機会が大人側からたくさん設けられる。そうすることで、知事や行政に対して意見を述べるのが普通のこと、大切なことだという認識を幼少期から身につける。

条例等への反映

自由に意見を表明できる

意見を言っても不利益を受けない

子どもの権利の普及

相談体制の充実

子どもアドボカシー

■全体について

<主な意見>

- 「やさしさ、やわらかさ、あたたかさ」広く県民に理解してもらうには、言葉や言い回しが少し堅いように思う。
- 基本条例に「滋賀県らしさ」を出す必要があるかどうかはわからないが、過去に子どもに関する事故や事件があったことを踏まえての「滋賀県らしさ」が無いように感じられる。

■目的規定について

<主な意見>

- 「県や保護者等の責務を…」とあるのが、限定的なように見える。「子育てに無関係無責任な者はいない」という意味を明記してはどうか。
- 県民全体での協力が見える社会を条例に盛り込んでほしい。

■基本理念について

<主な意見>

- 『②保護者による養育が困難な子どもにはできる限り保護者による場合と同様の養育環境が確保されること。』という箇所について、「子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み」と重なるかもしれないが、主体としての子どもを認め「自己肯定感を得られる(育まれる)」という文言を入れることができないだろうか。

調査設計

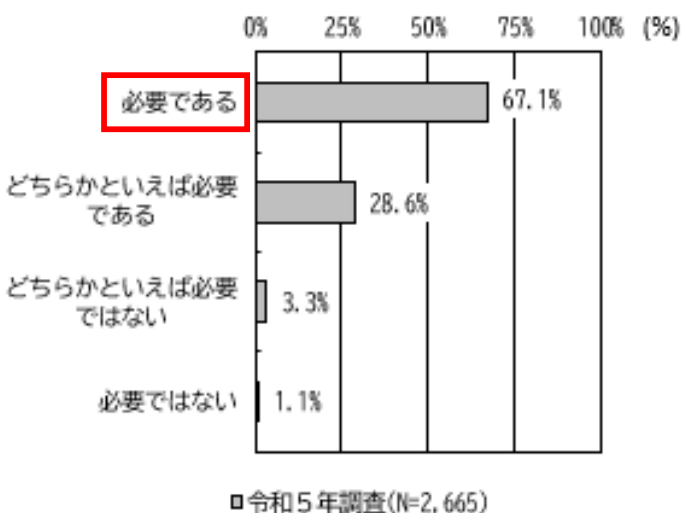
- 調査期間 令和5年11月24日～12月8日
- 実施対象 県内在住の満18歳以上の個人
- 標本数 3,000人
- 抽出方法 選挙人名簿、層化二段無作為抽出法
- 調査項目 (1) 少子化問題について (2) 子育てへの希望や意識について (3) 子育て支援の取組について
(4) 地域の子どもへの関わり等について (5) 企業の子育て支援について (6) 子どもの権利について
(7) 言葉や相談窓口について (8) 回答者自身、回答者の世帯のことについて

調査回収結果

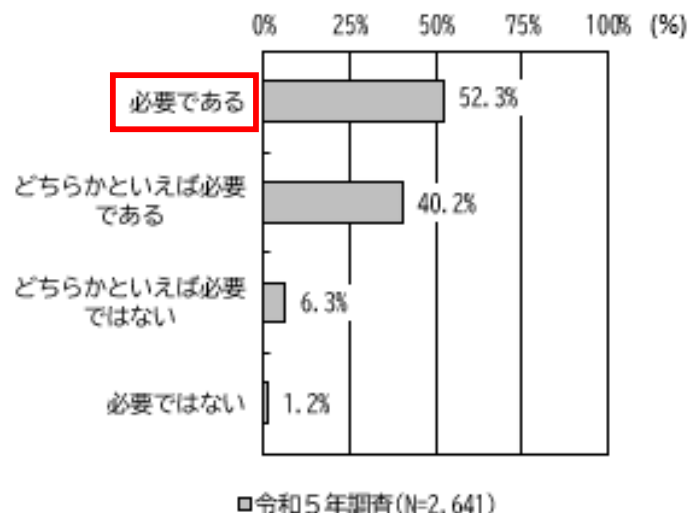
地域名等	標本数	有効回収数	有効回収率
大津地域	718	344	47.9%
湖南地域	697	329	47.2%
甲賀地域	290	126	43.4%
東近江地域	464	219	47.2%
湖東地域	315	129	41.0%
湖北地域	315	155	49.2%
湖西地域	201	76	37.8%
無回答	—	5	—
計	3,000	1,383	46.1%

問 次のことを決める時などに、子どもが自分の意見を言う機会を設けることについて、どのように思いますか。

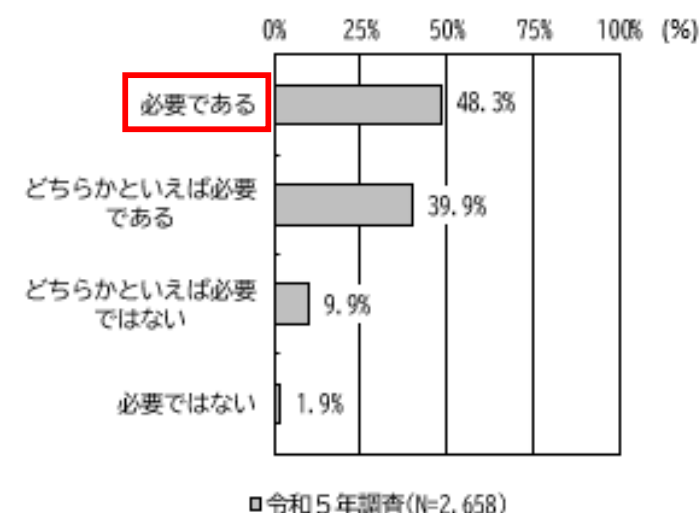
a. 家庭内の大事な物事やルール



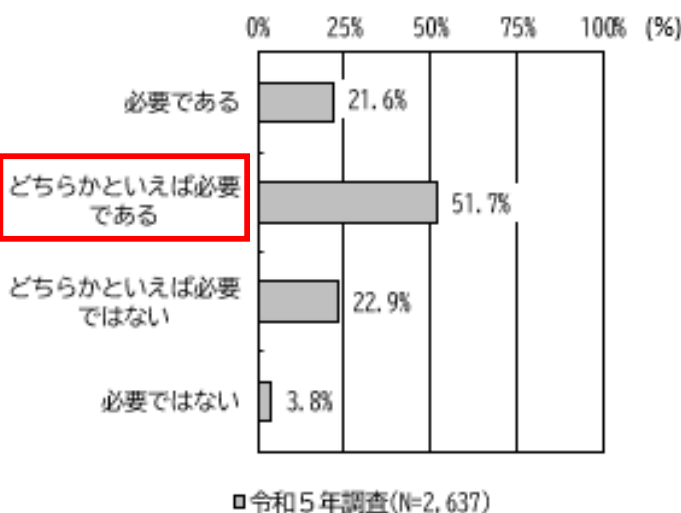
b. 学校の行事や部活動の企画運営



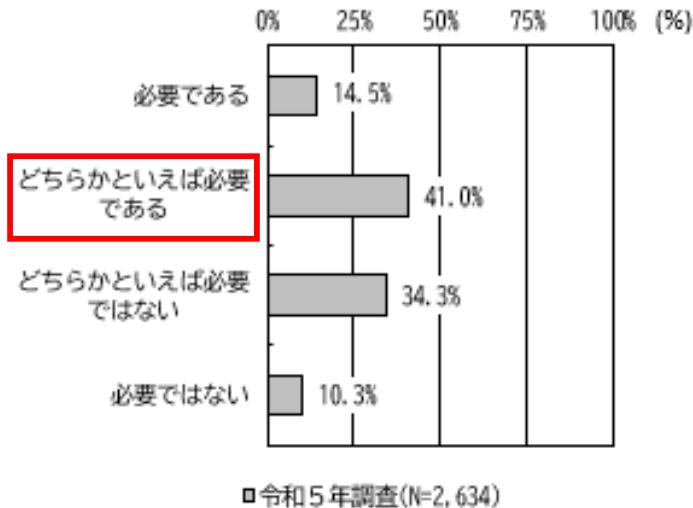
c. 校則など学校の決まり



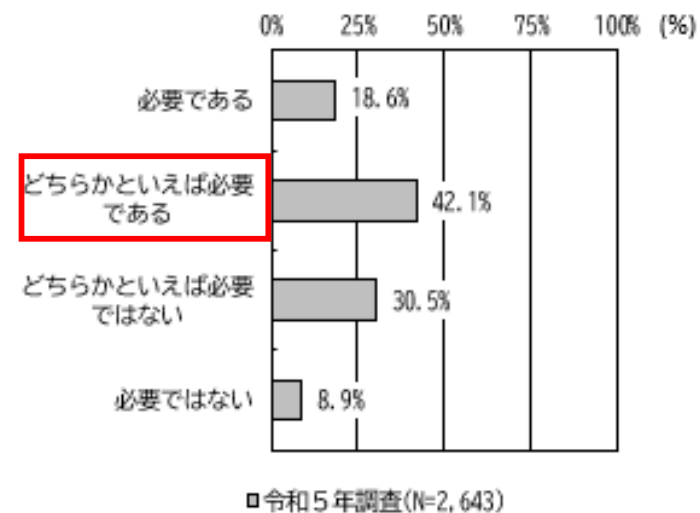
d. 地域の行事の企画運営



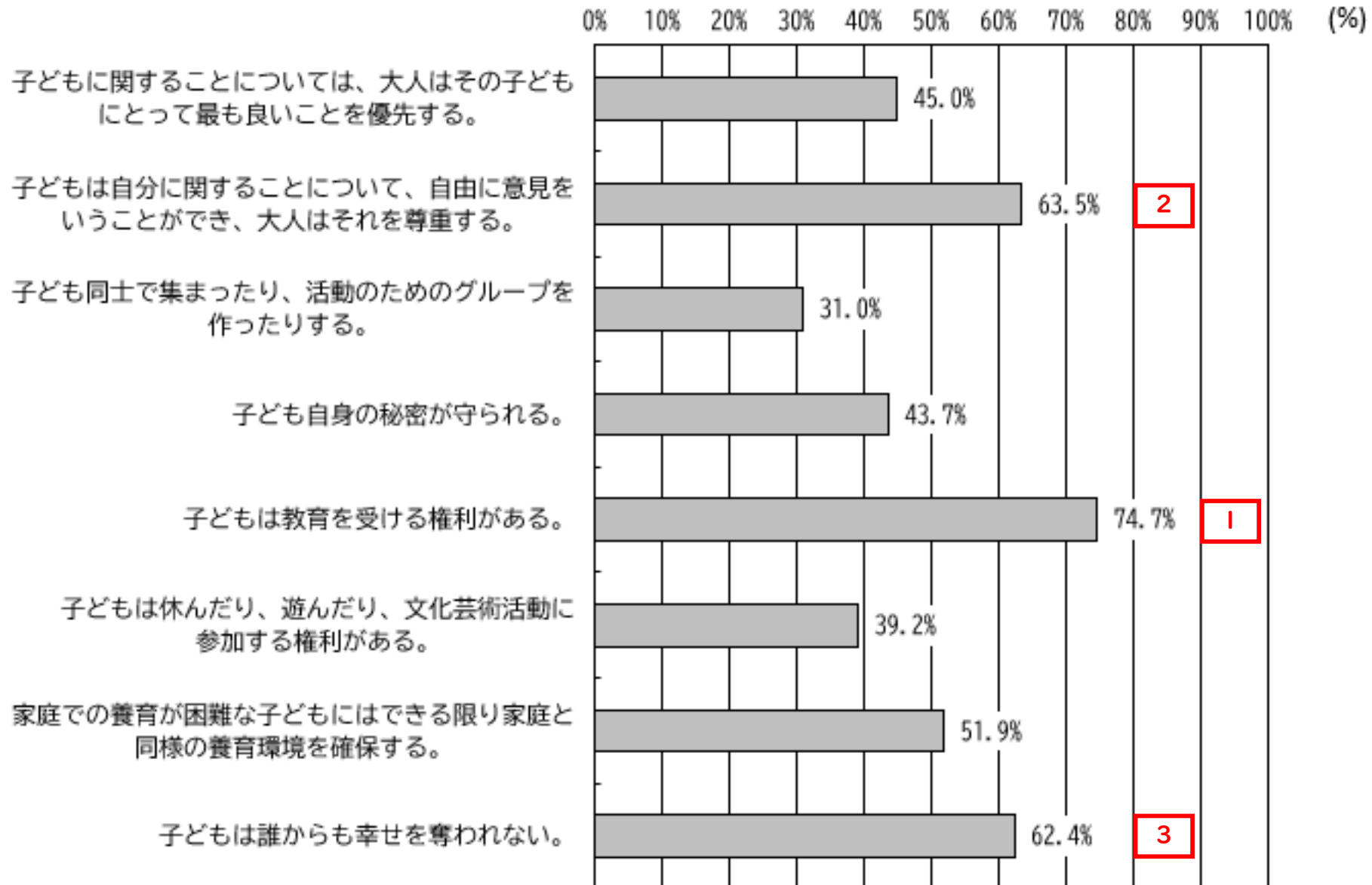
e. 会社の商品・サービスの開発



f. 行政（国・県・市町）の事業や計画



問 子どもの権利条約で定める、次の子どもの権利のうち、あなたが大切だと思う権利を選んでください。

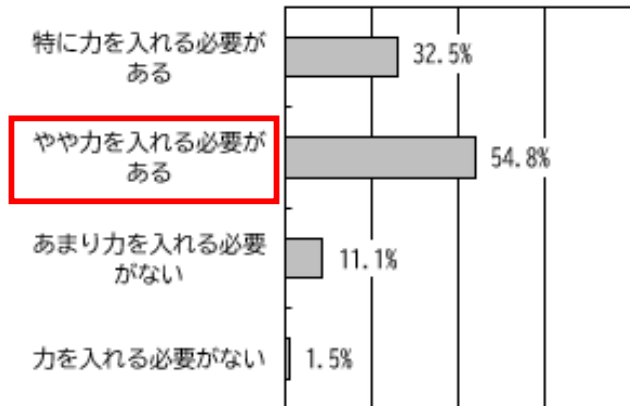


令和5年調査(N=2,553)

問 次の、子どもの意見表明を含む子どもの権利に関する施策について、それぞれの程度、取り組むのが良いと思いますか。

a. 子どもへの「子どもの権利」の普及・啓発

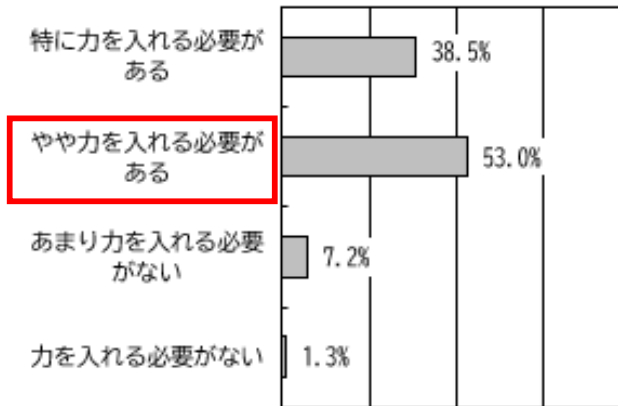
0% 25% 50% 75% 100% (%)



□令和5年調査(N=2,586)

b. 保護者への「子どもの権利」の普及・啓発

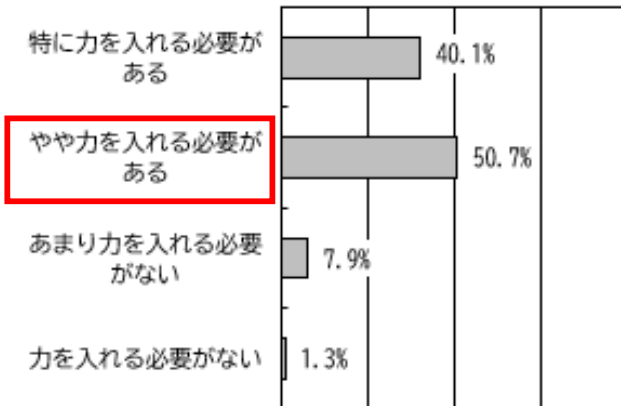
0% 25% 50% 75% 100% (%)



□令和5年調査(N=2,594)

c. 学校等への「子どもの権利」の普及・啓発

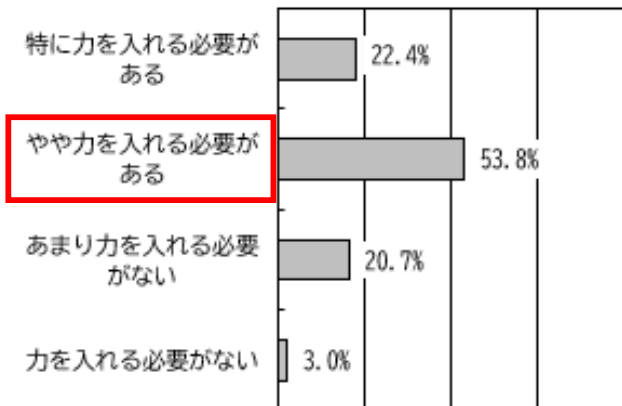
0% 25% 50% 75% 100% (%)



□令和5年調査(N=2,584)

d. 事業者への「子どもの権利」の普及・啓発

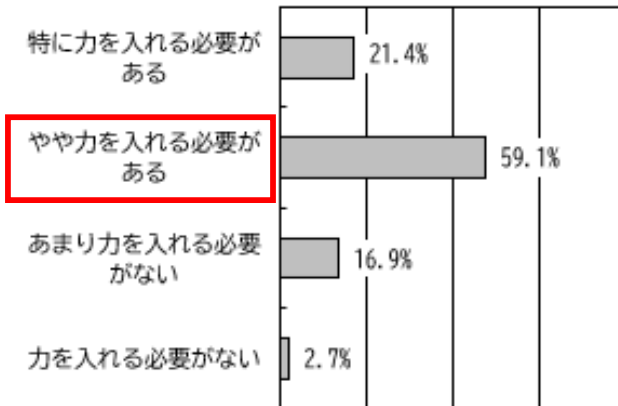
0% 25% 50% 75% 100% (%)



□令和5年調査(N=2,558)

e. 上記以外の県民への「子どもの権利」の普及・啓発

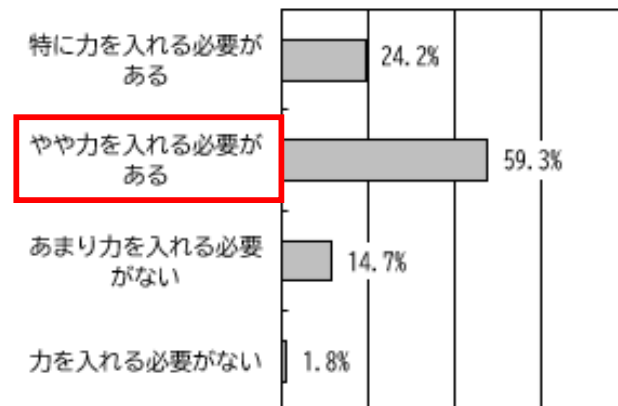
0% 25% 50% 75% 100% (%)



□令和5年調査(N=2,527)

f. 県政に子どもの意見を反映させるために行う、子どもの意見を聞く機会の拡充

0% 25% 50% 75% 100% (%)

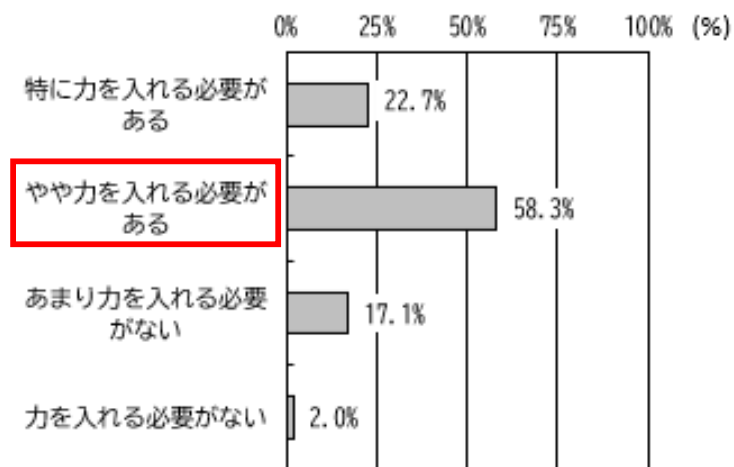


□令和5年調査(N=2,585)

(次頁に続く)

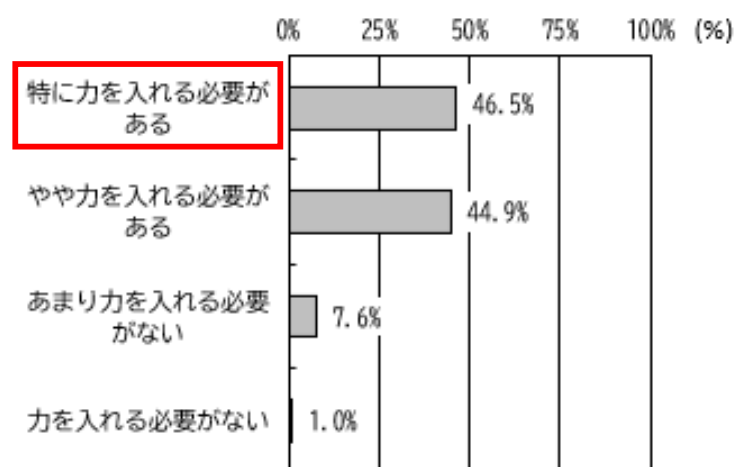
問 次の、子どもの意見表明を含む子どもの権利に関する施策について、それぞれの程度、取り組むのが良いと思いますか。
 (続き)

g. 子どもの社会参画の促進



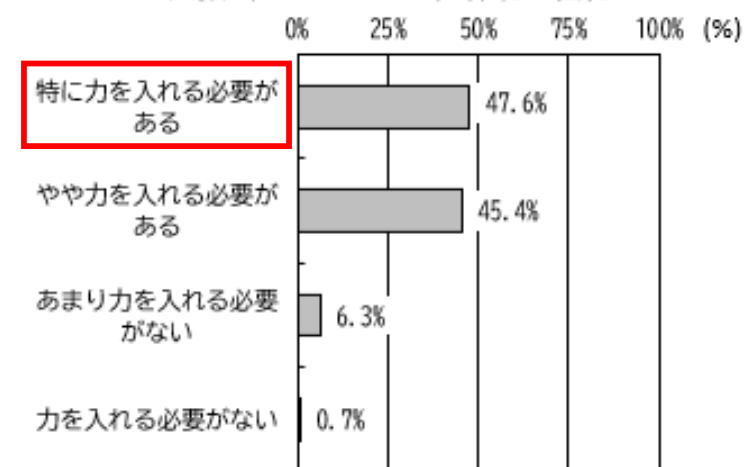
令和5年調査(N=2,556)

h. 子どもからの相談窓口の拡充



令和5年調査(N=2,583)

i. 意見を言うことが難しい子どもに対する支援(アドボケイト)体制の強化



令和5年調査(N=2,569)

条例の全体構成について（新条例たたき台、現行条例、こども基本法）

条例たたき台の構成	今回の議題・進捗	現行条例の構成	こども基本法の構成
第1条 目的	前回のご意見を踏まえたたたき台を提示	第1条 目的	第1条 目的
第2条 定義		第2条 定義	第2条 定義
第3条 子どもの権利			第3条 基本理念
第4条 基本理念		第3条 基本理念	第3条 基本理念
第5条 県の責務		第4条 県の責務	第4条 国の責務
第6条 保護者の責務・役割		第5条 保護者の責務	第5条 地方公共団体の責務
第7条 県民の責務・役割		第6条 県民の責務	第7条 国民の努力
第8条 学校等の責務・役割		第7条 育ち学ぶ施設の責務	
第9条 子育て支援団体の責務・役割			
第10条 事業者の責務・役割			第6条 事業主の努力
第11条 子どもの意見を聞く仕組み 子どもの意見の県の施策への反映	今回たたき台を提示		第11条 こども等の意見の反映
第12条 子どもの社会参画の促進	今後検討		
第13条 子どもの権利の保障のための措置	今後検討	第13条 相談の処理	
第14条 計画の策定・公表	今回たたき台を提示 ※国による都道府県こども計画の位置づけも踏まえて検討	第8条 大綱の策定 第12条 必要な場合における個別計画の策定	第9条 こども大綱 第10条 都道府県こども計画、市町村子ども計画
第15条 推進体制の整備	関係課と協議中	第10条 県民等の活動に対する支援 第11条 市町に対する助言等 第14条 拠点の整備	第12条 総合的かつ一体的な提供のための体制整備 第13条、第14条 関係者相互の有機的な連携の確保等
第16条 広報・普及啓発・機運醸成	次回以降にたたき台を提示	第9条 広報活動等	第14条 法律および条約の周知
第17条 財政上の措置	今回たたき台を提示		第15条 財政上の措置
第18条 子ども若者審議会	次回以降にたたき台を提示		第8条 年次報告 第17条~第20条 こども政策推進会議
		第15条 その他	

(仮称) 滋賀県子ども基本条例たたき台

	条例たたき台	条例たたき台の考え方	第3回および第4回条例検討部会 委員意見
前文		<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の内容は、子ども施策の前提になるものとして本則に明記すべきものと考えているが、前文にも子どもの大切さを示す内容などを盛り込む。 【考える要素】 ・子どもの大切さ ・子どもだけでなく、保護者等も喜びを実感できる社会の実現 ・子どもの特殊性（保護される立場） ・条例制定の動機（≒目的規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【基本理念】『子ども①～子ども③』について、意図を伝えるにはある程度説明的な記述が必要かもしれない。条文では記述が難しくければ前文に書くという選択肢もある。 ・【基本理念】『家庭や子育てに夢を持ち・・・社会環境を整備すること。』について、条文の中にもバランスのいい言葉で入れた方がよいと思うが、県や保護者などの思いも含めて前文に書く方が落ち着きはいいかもしれない。 ・子どもの権利はしっかり書いて、今ある基本理念の記載内容は、すべて前文に持っていった方がいいのではないか。
目的	<p>子ども施策に関し、基本理念を定め、県や保護者等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項を定めることにより、子ども施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、 県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、全ての子どもが心身共に健やかに成長することができる社会の実現に資するとともに、子どもの権利が保障されることを目的とする。</p>	<p>他県の子ども条例の目的を大別すると ①子どもの権利の保障、②保護者等に対する行政の支援、社会の環境の整備、③子どもが（健全にまたは十分に）成長できる社会環境の整備の3つに分けられる。 この条例は、本県の子ども施策の基本となる事項を定めるもの。子ども施策の対象には、子どもと子どもに関わる大人の両方を含んでおり、これは、子ども施策は子どもの権利を守ることを目的として講じるわけではないことの現れと理解。したがって、子ども施策を推進することによる終局的な目的として、②や③のような理想的な社会の在り様を含めることは妥当と考える。</p> <p>※現行条例では「育ち・育てる環境づくり」として同旨の目的を設定している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・②には少子化対策の視点が入っているように見える。 ・②③を①と同じレベルに置くかどうかは、②③は①を実現するための土台作りとしての側面もあると思うので取り扱いを検討する余地はある。 ・②③は目的ではなく、①を叶えるための手段とした方がいいのではないか。 ・行政の責任である、保護者が子どもを健やかに育てるようになる土壌作りという観点から、どのようなメッセージを入れる必要があるか。
子どもの権利	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども施策は、次に掲げる子どもの権利を尊重して行われなければならない。 (1) 個人として尊重され、その基本的人権が保障され、および差別的取扱いを受けることがない権利ならびに教育を受ける権利 (2) 適切に養育され、その生活を保障され、愛され保護され、その健やかな成長および発達ならびにその自立が図られることその他の福祉に係る権利 (3) 子どもの年齢および発達の程度一人ひとりの発達の段階に応じて、自己に影響を及ぼす全ての事項に関して意見を表明し、および多様な社会的活動に参画する権利 (4) 子どもの年齢および発達の程度一人ひとりの発達の段階に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される権利 	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例において確保しようとし、あるいはこの条例の運用において前提とする子どもの権利の内容を明らかにするもの。 ・なお、その内容は、児童の権利条約や憲法を踏まえてこども基本法第3条1項の基本理念の第1号～第4号に定められている権利の内容を、〇〇の権利として確認的に列記する。 (こども基本法第3条1～4) ・「子どもの年齢および発達」については、解釈上の疑義を生じないよう用語は変更しないが、発達は段階的に推移するとの趣旨で表現を修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(4)について「発達の程度」に応じてという箇所について、発達が遅れている人の意見は尊重されないのかというように解釈されないか。
基本理念	<p>1 県は、子ども施策を講ずるに当たっては、次に掲げる認識の下にこれを行うものとする。</p> <p>(1) 全ての子どもは前条に掲げる権利を有する個人として尊重されること</p> <p>(2) 全ての子どもは社会を構成する一員として尊重されること</p>	<p>第1項は、主に、県は、子ども施策を講ずるに当たり、どのような価値判断の下に、あるいはどのような解釈指針をもって行うかを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての子どもはそれ自身が独立して権利の主体であることを示す。 ・ここでいう権利には前条に置こうとする「子どもの権利」が含まれる（前条と本条は一体的にこの条例の基本理念と位置付ける）。そのため、この号は子どもには生きる権利や守られる権利、自らの意見が尊重される権利などがあることを明示するものとなる。 ・子どもは、大人とともに社会の構成員として尊重されるべきことを明示する。 ・子どもが社会の一員であるとの前提は、本条例で個別の規定を設ける予定である、子どもからも意見を聞くことや子どもの社会参画を支える考え方にもつながる。 ・「全ての」子どもとの表現は、誰一人社会から疎外されざるべきことを示す。 ・前号の規定からも、子どもは決して社会の歯車や駒の1つではなく、一人ひとりが尊重される存在という前提に立っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような権利があるのかを書いてもいいのではないか。 ・「社会の一員」であることの強調は社会の歯車や駒の1つのように伝わるおそれはないか。 ・この文章を見て、社会の一員なのだ気付けられる子どももいると思う。「子どもたちも」という表現でもいいのではないか。 ・生産性のある人だけが社会の一員となりうるとか障害のある人は違うというような考えを持たれることもありうるので、「全ての」という一言を入れた方がいいのではないか。

	条例たたき台	条例たたき台の考え方	第3回および第4回条例検討部会 委員意見
(基本理念)	(3)全ての子どもは次代の社会を切り拓く大切な存在でもあること	<ul style="list-style-type: none"> ・権利意識の醸成や権利擁護がなされれば、次代を切り拓く存在になるという関係性ではなく、子どもは次代を切り拓く存在であるという前提に立つことを示すもの。 ・この前提に立つことにより、大人や社会が、子どもが次代の社会においてもその能力を発揮でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、その可能性を伸ばすといった子どもの健やかな成長を支えるとの考え方や、将来に関わる事項について現在の子ども意見を尊重すべきとの考え方につながる。 ・子どもは今を生きる存在として大切にされるという視点は、第1号に反映されていると理解。 ・前2号では言及していない社会の持続性・永続性といった時間的広がりの意味合いも含めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもは今を生きる存在でもあることが読み取れない。 ・②と③は子どもたちの言葉も汲み取りながら検討してほしい。 ・次代の社会のために今は我慢するようなニュアンスで伝わるおそれはないか。 ・子どもに負担を担わせる意図でないなら、前文に書くという選択肢もある。 ・権利意識の醸成や権利擁護がなされていけば、おのずと次代を切り開く存在になっていくはずであるから、切り開くというのは結果論であって、条例に記載するのは少し違うのではないか。
	(4)保護者が子どもを心身ともに健やかに育成することについての第一義的責任を有すること (5)県は、保護者とともに、子どもを心身ともに健やかに育成する責任を有すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が第一義的責任を負うことについて、児童の権利に関する条約の規定および同条約を踏まえて改正された児童福祉法の規定と整合するように規定する。 ・改正児童福祉法と同様に、県は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとの趣旨の条文を加える案としている。 ・この県の責任としては、子どもが健やかに成長できるような社会の環境を整備する主体的責任、保護者が子育てについての責任を果たせるよう保護者を支援する補助的責任、保護者が子育てについての責任を果たせない場合に保護者に代わって子どもを育成する補充的責任、などが想定される。 ※ただし、児福法の対象は児童であるため年齢に上限あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に課題のある子どもや虐待を受けている子どもの中には、保護者自身に課題がある方もいるので、保護者に第一義的責任を求めていくというスタンスは違うのではないか。 ・子ども基本法や他の自治体は、保護者の第一義的責任だけが強調されている点は私も気になっている。たたき台にあるように児童福祉法にある「国および地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」という考えをセットで考えるべき。滋賀の条例として、もうちょっとわかりやすい表現を考える余地はある。 ・民法改正後の親権に係る規定のように、「子どもの利益のために」という文言を入れてはどうか。 ・誤解が生じるので、どうしても書くなら、児童福祉法の表現を参照する。
	2 県は、次に掲げる事項を旨として、子ども施策を講ずるものとする。	第2項は、主に、県はどのような状態を目標・理想として子ども施策を講ずるかを示す。	
	(1)全ての子どもおよび子どもを生み、育てる者が支援を受けることができること。	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、目的②および③の達成に向けて、子ども・保護者が県（その他の者）から支援を受けられるよう施策を設計し、運用すべき旨を定める。 ・「全ての」の語は、県は、県の施策から取り残される子どもや保護者がいないよう、また切れ目のない支援がされるよう施策を設計し、運用しなければならない旨を示す。 ○関連：目的規定（保護者への支援、子どもが健やかに成長できる社会環境の整備等） ○関連：基本理念（保護者の第一義的責任、県の責任） ※富山県の条例に類似の規定あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・この規定は虐待の防止にもつながると思うので、手段としては大事だとは思いますが、少子化対策として読めてしまうのではないか。
	(2)保護者による養育が困難な子どもにはほできる限り保護者による場合と同様の養育環境が確保されること。	県が保護者に代わって子どもを育成する場合における当該育成のありかたや水準の考え方を示すもの。 (こども基本法 § 3⑤)	
	(3)県、市町、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者が適切な役割分担の下に連携および協力をし、社会全体で子どもの成長が支えられること。	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、子どもに対して社会全体のリソースが活用され、各主体の活動の効果がなるべく発揮されるよう、関係者の連携協力を促進する方向で施策を設計し、運用すべき旨を定めるもの ○関連：責務規定（子育て支援団体等の責務、県民の責務） ○関連：目的規定（子どもが健やかに成長できる社会環境の整備、保護者への支援） ※現行条例に同旨の規定がある。 	

		条例たたき台	条例たたき台の考え方	第3回および第4回条例検討部会 委員意見
(基本理念)		(4)子どもが 子どもの権利についての理解と認識を深めるとともに 、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付け、自立した個人として次代の社会を切り拓くことができるようになること。	県は、子どもの意見の反映や子どもの権利に係る普及啓発等の子どもの権利を確保するための措置を講ずるに当たっては、当該権利を確保するための措置（例えば子どもが自らを大切に思う気持ちを育む）や、権利に内在する制約、健やかな成長に資する事項などについても十分に考慮され、理解されるよう行わなければならない旨を示すもの。 ○関連：基本理念（子どもは次代の社会を担う大切な存在との認識） ○関連：責務規定（子どもの責務等を規定しない理由） ○関連：目的規定（子どもの健やかな成長に係る目的の範囲等） ※長野県条例に類似の条文がある。 「自立」とは、「有する能力を活用して社会経済活動に参加すること」、「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加」（身体障害者福祉法§2、知的障害者福祉法§2）の意味も含まれていることから、子どもの権利を理解し、自らを大切にすること、同時に他者を思いやること、これらを含む社会の規範を身に着けることは、自立に必要な要素となっていると認識。	・子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心は、子どもの権利保障をしっかりとしていくことで自然と育まれていくものだと思います。もし、道徳を教えれば育めると思っているのであれば、その認識を改めるところから始める必要があると思います。大切にされていると実感できない子に、自分や他者を大切にせよと言っても理解してもらえません。 ・子どもの権利についての啓発活動などを通じて自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むべきというのはそのとおり。 ・「自立した個人」とは、障害を持つ子どもや言語のできない子どもにもピンとくるものか。 ・自分の権利が守られ、他者も大事にするというステップを示した方が良いと思うが、ゴールを「自立した個人」とするかどうか。そこまで条例で踏み込むかどうか。年齢にも関わり、読み手によっても違うかもしれない。 ・規範意識の部分について、押し付けられた規範を守らなければならないという印象を受ける。 ・大人が思い描く規範と子どもにとって身近な規範はそれぞれイメージするものが全く異なる。子どもにとっては校則が最も身近だと思う。 ・守らないといけない規範も、自分が守ってこそ守られると思うので、規範意識を持つことについても敢えて書くことは大事。 ・子ども自身が子どもの権利を知るということを追加してはどうか。
		(5)家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。	・保護者には子どもの最善の利益の優先的考慮や、子育てについての第一義的責任を有するなど、子どもに対して重要な役割が求められているが、これらの規範は、その達成のために保護者等に過大な負担を負うことを当然視するかのよう結果をもたらすものであるべきでなく、併せて、身近な大人が笑顔であることが子どもの笑顔にもつながるという意味においても、子ども以外の者の状況とのバランスにも配慮された社会環境を整備する必要性を示したもの。 ※こども基本法§3⑥に類似の条文がある ○関連：目的（保護者等に対する行政の支援、社会の環境の整備）	・条文の中にもバランスのいい言葉で入れた方がよいと思うが、県や保護者などの思いも含めて前文に書く方が落ち着きはいいかもしれない。 ・前文に書くことと理解しやすくなると思うが、条文（本則）を見たときにも問題がないようにした方がよい。
責務	県	(1)県は、前2条の趣旨（以下この条から第○条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。 (2)県は、市町、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業者および県民が、それぞれの役割を果たし、相互に連携し、および協力して子ども・子育て支援を行うことができるよう必要な助言その他の支援を行うものとする。	※現行条例に規定があるためこの考え方を否定しない場合は含める。 現行条例の内容に「必要な助言その他の支援を行う」旨を追加 ○関連：基本理念（適切な役割分担） ※現行条例に同旨の規定がある。	・全て並立で書かれているが、県や学校というのと、保護者や県民というのは次元が違うのではないかと。後者について全て「努めなければならない」と表現されていることに違和感がある。
	保護者	・保護者は、基本理念にのっとり、子どもを健やかに育むよう努めなければならない。	・論点 『子どもを健やかに育む』という表現で保護者に求める役割を言い表されているかどうか。他に規定すべきものがないか。 ※現行条例に同旨の規定がある。	・第一義的責任を負うとする基本理念を踏まえて、責務で保護者がどういう考えを持って子育てをしていけばいいのかということが定義されると良いのかなと思う。 ・児福法ないしこども基本法の趣旨は、保護者に義務を課すものではないと思います。保護者が第一義的責任を負うことの本来の趣旨は、“行政は保護者の養育をまずは尊重しましょう”、というものであって、行政の権限を縛る趣旨だと理解しています。
	学校等	・学校等は、基本理念にのっとり、第○条に掲げる子どもの権利を踏まえ、子どもへの支援を行わなければならない。	・「学校等」には、県立学校に限らず私立学校や専修学校、各種学校、幼稚園、保育園、放課後児童クラブなど幅広く含む。 ※長野県の条例に類似の条文がある。	・学校でのいじめといった問題も非常にクローズアップされているので、もう少し突っ込んだ責務を明示してはどうか。 ・書くべきだと思う。学校現場で子どもの学習権をはじめとする子どもの人権が軽視されすぎています。管理そのものを目的とするのではなく、児童生徒の人権保障をまずは考えてほしいです。
努力	事業者	・事業者は、基本理念にのっとり、職場の慣行、雰囲気その他の事情により職場における出産および子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の意識啓発および労働者相互の理解促進に特に配慮し、希望する全ての者が安心して子どもを育てることができる条件整備を行うとともに、男女を問わず子育てしやすい職場とするよう努めるものとする。 ※事業者に関する責務について規定されている法律は参考資料2参照	・ここにいう事業者は子どもの保護者等を雇用する者を想定している。 ・事業者は県や保護者と比べて子どもへのかかわり方が限定的であるため、「努力」として規定する。 ・事業者は雇用する労働者のワークライフバランスに配慮すべきことはこども基本法に規定が存するため、より詳細な表現で規定する。 ○関連：目的規定（保護者を支援する社会環境の整備） ※鳥取県等の条例に類似の条文がある。	・「希望する全ての者が子どもを育てることができる」とされているが、参照した鳥取県のように、少子化対策を念頭に「希望する全ての女性が安心して子どもを産むことができる」とした方がいいのでは。 ・事業者というのはどういう立場なのか、子どもの権利を直接守る存在としての事業者というのは何か。
	県民	・県民は、基本理念にのっとり、子どもの健やかな成長を 愛情を持って 支える地域社会の実現に努めるものとする。	・子どもの権利は、子どもを取り巻くあらゆる局面においてその関係者により確保される必要があることから、全ての県民がこの条例の趣旨を認識して行動することが求められる。一方で、県民一般の責務等は県や保護者と同列ではないため、「努力」として規定する。 「愛情」の語は条文とするには意味が明確でないため削除する。 ※大阪府の条例に類似の条文がある。	・「愛情」の語義は主観的なものであり、愛情をもって体罰を加えるようなこともありうるのではないかと。

	条例たたき台	条例たたき台の考え方	第3回および第4回条例検討部会 委員意見
計画の策定公表	<p>知事は、子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 知事は、推進計画の策定に当たっては、子どもを含めた県民その他の関係者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 知事は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県子ども若者審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>4 知事は、推進計画を策定しときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前3項の規定は、推進計画の変更(軽微な変更を除く。)および廃止について準用する。</p> <p>6 第1項の推進計画は、こども基本法第10条第1項に規定する都道府県こども計画その他知事が規則で定める計画と一体のものとして作成するものとする。</p> <p>7 知事は、毎年1回、推進計画に基づく施策の実施の状況を滋賀県子ども若者審議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども施策を総合的計画的に推進するための計画を定める。(現行の淡海・子ども若者プラン) ・計画の制定時および変更時には子どもの意見を反映させる。 ・こども基本法第10条において、国が令和5年秋以降策定する「こども大綱」を踏まえて、「都道府県こども計画」を策定する努力義務が課されており、本条例に基づく計画と一体のものとして、令和6年度に策定する予定。 	
財政上の措置	<p>県は、子ども施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>本県その他条例を参照。</p>	

子どもの意見聴取・施策への反映に関する規定について



聞く側にとっての目的

子どもの権利	cf. 条約 § 6、§ 18、§ 19 (生きる権利、育つ権利、守られる権利)				
	cf. 条約 § 12、基本法 § 3③ (参加する権利：自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会を確保)				
	cf. 条約 § 3、基本法 § 3④ (こどもの意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮される)				
目的	実効性確保など		多様な視点の反映など		一県民としての意見の聴取
	当事者の状況、意思の把握	当事者の主観(選好、ニーズ等)の把握	子どもならではの気づきの把握	子どもに関係する施策での意見の把握	子どもと直接の関係が薄い施策での意見聴取
どのような時に意見を聞くか	虐待、ヤングケアラー等の権利侵害の把握、対応の検討	インセンティブの設計、人生の選択など	子どもが感じる通学路、公園、遊び場等での危険性の把握	子どもの支援施策、教育・医療施策等への意見聴取	県の一般的政策に係る意見聴取
措置の態様の例	子どもに特化したしくみの創設など		子どもへの明示的働きかけなど		子どもへの配慮など
	・ 言い易さへの配慮 ・ アドボケーターによる支援等	子どもに特化したアンケート	子どもの意見や参加を促進する措置(ファシリテータなど)		「大人のしくみ」への取り込み(子どもにわかる資料、子どもに身近なツールの活用等)

言う側にとっての目的

目的	子ども自身の成長	社会の理解、機運の醸成
内容	<ul style="list-style-type: none"> 自己効力感の向上 主体性、社会性、市民性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの県政への関心醸成 子どもの意見を聞く必要性についての社会の理解増進

・ 対象者を多くすることに意味がある。・ 意見の熟度を上げる必要がある。・ 採用事例が出ないと逆機能のおそれがある。

具体的な規定の検討

ベースとなる規定

こども基本法

第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

→ これだけを条例に規定する場合、具体的な措置の詳細は全てガイドライン等で規定することとなる。

これまでの議論を踏まえた追加要素

一律の運用を強いることにより、
形式的運用の負担につながらないか

- 意見を聞く局面・頻度・手段方法・応答手段
※社会的養護に係る意見聴取等措置・意見表明等支援については児童福祉法に規定（R6.4.1施行）
- 意見を聞く際の県の留意事項
 - 意見を表明しやすい環境の整備すること
 - 自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、意思を汲み取り、必要に応じて代弁すること
 - 子どもの年齢等を考慮しつつ、子どもの最善の利益を実現する観点から検討すること
 - 聴取した意見に対して応答（フィードバック）すること
- 子どもが意見を言いやすい環境についての規定
 - 自由に自分の意見を表明することができる。
 - 意見を表明したことにより、子どもは不利益を受けない。
 - 匿名性が確保される。（意見を聞く目的による）

第●条

県は、子ども施策を策定し、実施し、および評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子どもまたは保護者その他の関係者の意見を反映させるため、当該子ども施策の目的等に応じて必要な措置を講ずるものとする。

・こども基本法第11条を参考。

2 県は、前項の規定による措置を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 子どもが意見を表明しやすい環境を整備すること。
- (2) 自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁するよう努めること。
- (3) 子どもの年齢および一人ひとりの発達段階に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること。
- (4) 聴取した意見に対して適切に応答すること。

第2項および第3項は、「子ども」からの意見聴取を行う場合の配慮事項として規定

- (1) の具体的な措置は、子どもアンケートの結果をもとにガイドラインで示す予定。
- (2) については、社会的養護の領域から発展してきた子どもアドボカシー（意見形成支援）の考え方を取り入れることで、子どもの社会参画の機会の保障へつながる。
- (3) については、児童の権利条約・こども基本法を参考。
- (4) は、聴取した意見に対するフィードバックを適切に実施することにより、自己肯定感や社会の一員としての主体性を高めることにもつながる。

3 県は、子どもが意見を表明するに当たっては、次の事項について配慮しなければならない。

- (1) 子どもは自由に自分の意見を表明することができること。
- (2) 子どもは意見を表明したことによりいかなる不利益を被ることもないこと。

・匿名性の確保については、次ページのとおり

匿名性の確保について（個人情報保護法との関係性）

・WEBアンケートにおいても、SNSやHP上での回答など匿名性がある手段であれば意見表明できると回答した子どもは多数。

記名式とするかどうか → 意見を聞く目的による

- 子どもの当事者性が大きく、フィードバックが必要など、当該子どもに聞かないと意味がないもの。（子どもの当事者性が大）
（例：重大な権利侵害（いじめ・虐待等）に関する意見聴取）
- 個人情報保護法の規定からも、記名式とするのは限定的な場面になされるべきものであり、恣意的な運用とならないように具体的な運用についてはガイドライン等において示す予定。

個人情報保護法

(個人情報の保有の制限等)
第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(利用及び提供の制限)
第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
(4) 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3～4 (略)

滋賀県子育てに関する県民意識調査

<R5 年度 調査結果 速報値>

子どもの権利関係

問18 次のことを決める時などに、子どもが自分の意見を言う機会を設けることについて、どのように思いますか。
(各々○は1つずつ)

<選択肢>

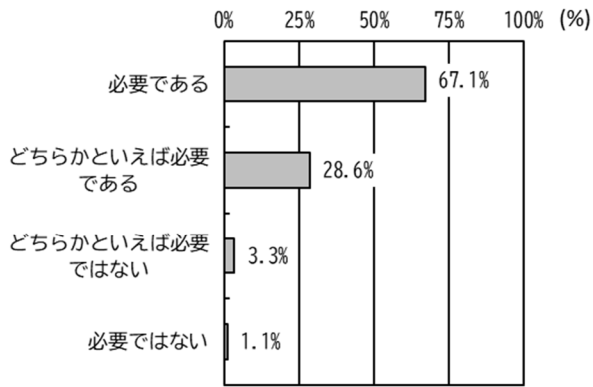
		必要である	どちらかといえば必要である	どちらかといえば必要でない	必要ではない
a. 家庭内の大事な物事やルール	→	1	2	3	4
b. 学校の行事や部活動の企画運営	→	1	2	3	4
c. 校則など学校の決まり	→	1	2	3	4
d. 地域の行事の企画運営	→	1	2	3	4
e. 会社の商品・サービスの開発	→	1	2	3	4
f. 行政（国・県・市町）の事業や計画	→	1	2	3	4

<単純集計>

「必要である」では「家庭内の大事な物事やルール」が最も多く 67.1%、次いで、「学校の行事や部活動の企画運営」が多く 52.3%となっている。

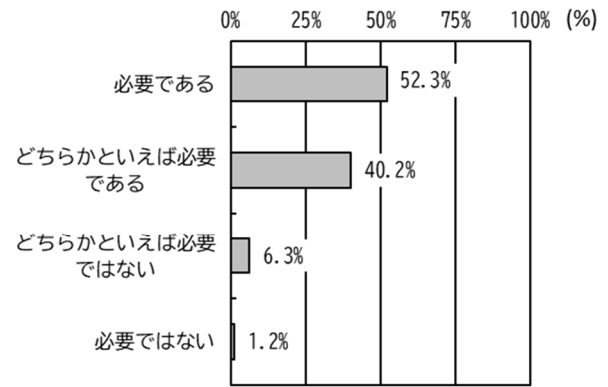
「必要である」「どちらかといえば必要である」を合わせると「家庭内の大事な物事やルール」が 95.7%、「学校の行事や部活動の企画運営」が 92.5%、「校則など学校の決まり」が 88.2%と 8割を超えている。

a. 家庭内の大事な物事やルール



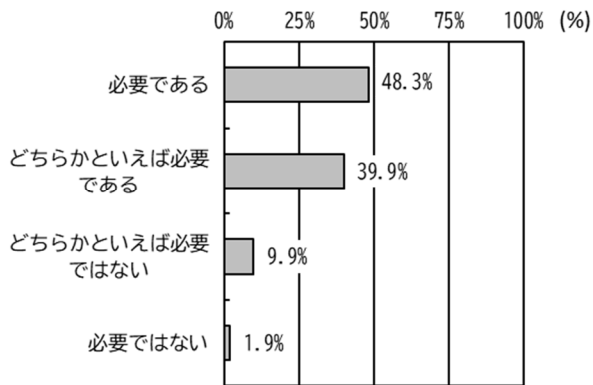
□令和5年調査(N=2,665)

b. 学校の行事や部活動の企画運営



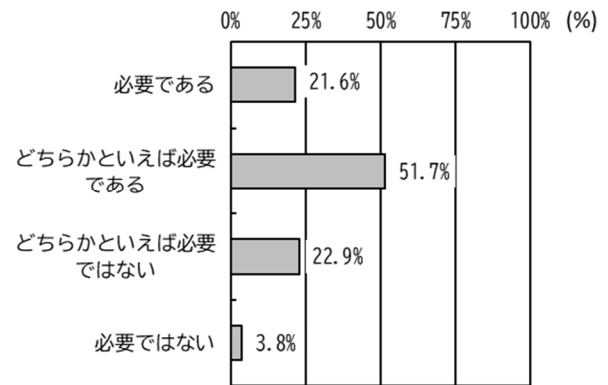
□令和5年調査(N=2,641)

c. 校則など学校の決まり



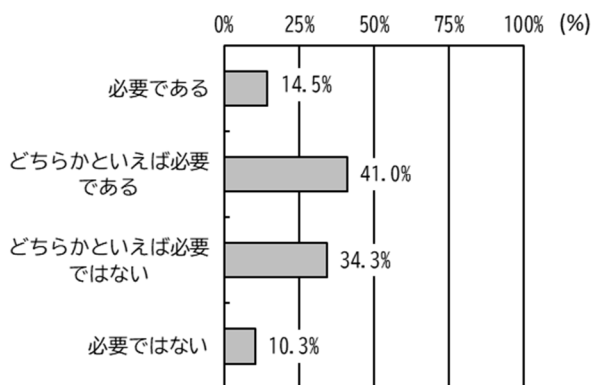
□令和5年調査(N=2,658)

d. 地域の行事の企画運営



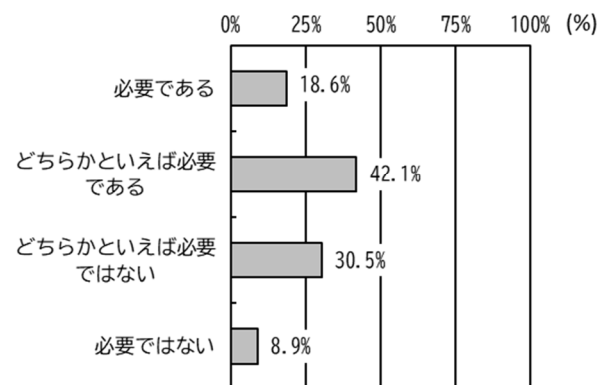
□令和5年調査(N=2,637)

e. 会社の商品・サービスの開発



□令和5年調査(N=2,634)

f. 行政(国・県・市町)の事業や計画



□令和5年調査(N=2,643)

<クロス集計>

a. 家庭内の大事な物事やルール

a. 家庭内の大事な物事やルール	必要である	どちらかといえば必要である	どちらかといえば必要ではない	必要ではない	必要	
					必要	不要
全体(N=2,665)	67.1%	28.6%	3.3%	1.1%	95.7%	4.3%
男性(N=1,218)	60.7%	33.3%	4.2%	1.8%	94.0%	6.0%
女性(N=1,423)	72.2%	24.8%	2.5%	0.4%	97.0%	3.0%
18歳～20歳代(N=400)	69.3%	26.3%	4.0%	0.5%	95.5%	4.5%
30歳代(N=450)	69.6%	27.8%	2.2%	0.4%	97.3%	2.7%
40歳代(N=405)	71.4%	24.0%	4.7%	0.0%	95.3%	4.7%
50歳代(N=389)	68.6%	27.8%	1.5%	2.1%	96.4%	3.6%
60歳代(N=477)	66.5%	30.2%	2.1%	1.3%	96.6%	3.4%
70歳以上(N=538)	59.5%	33.8%	4.8%	1.9%	93.3%	6.7%
夫婦とも働いている(N=1,072)	73.3%	24.2%	2.0%	0.6%	97.5%	2.5%
夫のみ働いている(N=358)	67.9%	26.8%	4.5%	0.8%	94.7%	5.3%
妻のみ働いている(N=95)	57.9%	35.8%	6.3%	0.0%	93.7%	6.3%
二人とも働いていない(N=348)	60.6%	31.9%	4.6%	2.9%	92.5%	7.5%
乳児(1歳未満)(N=242)	77.7%	19.8%	1.7%	0.8%	97.5%	2.5%
幼児(1歳以上)(N=354)	76.3%	20.1%	2.5%	1.1%	96.3%	3.7%
小学生(N=347)	75.5%	19.6%	3.2%	1.7%	95.1%	4.9%
中学生(N=192)	68.2%	29.2%	2.6%	0.0%	97.4%	2.6%
高校生、大学生、大学院生(N=268)	71.3%	26.5%	1.5%	0.7%	97.8%	2.2%
学校を卒業した未婚の子ども(N=579)	67.9%	26.8%	4.3%	1.0%	94.6%	5.4%
結婚した子ども(N=856)	63.8%	32.6%	2.7%	0.9%	96.4%	3.6%
子どもはいない(N=654)	61.8%	32.7%	4.3%	1.2%	94.5%	5.5%
子どもの人数 1人(N=322)	73.6%	21.7%	3.1%	1.6%	95.3%	4.7%
2人(N=1,138)	68.1%	27.9%	3.1%	1.0%	96.0%	4.0%
3人(N=437)	64.1%	32.5%	3.0%	0.5%	96.6%	3.4%
4人(N=32)	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
5人(N=12)	50.0%	33.3%	0.0%	16.7%	83.3%	16.7%
6人(N=2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
子どもの権利 1,2回答有り ※1(N=720)	59.2%	31.7%	6.1%	3.1%	90.8%	9.2%
1,2回答無し ※1(N=1,945)	70.0%	27.5%	2.2%	0.3%	97.5%	2.5%

※1 問19の大切だと思う子どもの権利について、

「1. 子どもに関することについては、大人はその子どもにとって最も良いことを優先する。」

「2. 子どもは自分に関することについて、自由に意見をいうことができ、大人はそれを尊重する。」

上記1. 又は2. の少なくともひとつ選択された方は回答有り、以外は回答無しで集計しています。

b. 学校の行事や部活動の企画運営

b. 学校の行事や部活動の企画運営	必要である	あどちらかといえば必要である	はどちらかといえば必要ではない	必要ではない		
					必要	不要
全体(N=2,641)	52.3%	40.2%	6.3%	1.2%	92.5%	7.5%
男性(N=1,216)	52.0%	39.6%	6.8%	1.6%	91.6%	8.4%
女性(N=1,403)	52.4%	41.1%	5.8%	0.8%	93.4%	6.6%
18歳～20歳代(N=400)	70.0%	26.0%	3.5%	0.5%	96.0%	4.0%
30歳代(N=448)	58.3%	36.6%	4.7%	0.4%	94.9%	5.1%
40歳代(N=405)	50.9%	45.2%	2.5%	1.5%	96.0%	4.0%
50歳代(N=391)	55.2%	37.1%	6.1%	1.5%	92.3%	7.7%
60歳代(N=471)	45.2%	43.9%	9.8%	1.1%	89.2%	10.8%
70歳以上(N=522)	38.5%	49.6%	9.8%	2.1%	88.1%	11.9%
夫婦とも働いている(N=1,072)	56.7%	38.3%	4.2%	0.7%	95.1%	4.9%
夫のみ働いている(N=356)	50.0%	41.6%	7.3%	1.1%	91.6%	8.4%
妻のみ働いている(N=91)	40.7%	50.5%	8.8%	0.0%	91.2%	8.8%
二人とも働いていない(N=338)	34.0%	55.0%	8.6%	2.4%	89.1%	10.9%
乳児(1歳未満)(N=242)	63.2%	32.6%	3.3%	0.8%	95.9%	4.1%
幼児(1歳以上)(N=354)	60.2%	35.9%	2.8%	1.1%	96.0%	4.0%
小学生(N=347)	55.3%	40.1%	2.3%	2.3%	95.4%	4.6%
中学生(N=192)	59.4%	36.5%	3.1%	1.0%	95.8%	4.2%
高校生、大学生、大学院生(N=268)	60.1%	33.2%	6.0%	0.7%	93.3%	6.7%
学校を卒業した未婚の子ども(N=577)	49.6%	42.5%	7.1%	0.9%	92.0%	8.0%
結婚した子ども(N=844)	42.7%	47.9%	8.6%	0.8%	90.5%	9.5%
子どもはいない(N=650)	59.2%	32.3%	6.9%	1.5%	91.5%	8.5%
子どもの人数 1人(N=320)	56.9%	38.8%	3.1%	1.3%	95.6%	4.4%
2人(N=1,128)	49.3%	43.4%	5.7%	1.6%	92.7%	7.3%
3人(N=429)	46.6%	44.5%	8.9%	0.0%	91.1%	8.9%
4人(N=32)	50.0%	37.5%	12.5%	0.0%	87.5%	12.5%
5人(N=12)	33.3%	50.0%	16.7%	0.0%	83.3%	16.7%
6人(N=2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
子どもの権利 1,2回答有り ※1(N=712)	42.3%	45.6%	9.3%	2.8%	87.9%	12.1%
1,2回答無し ※1(N=1,929)	56.0%	38.2%	5.2%	0.6%	94.2%	5.8%

※1 問19の大切だと思う子どもの権利について、

- 「1. 子どもに関することについては、大人はその子どもにとって最も良いことを優先する。」
 「2. 子どもは自分に関することについて、自由に意見をいうことができ、大人はそれを尊重する。」
 上記1. 又は2. の少なくともひとつ選択された方は回答有り、以外は回答無しで集計しています。

c. 校則など学校の決まり

c. 校則など学校の決まり	必要である	あどちらかといえ ば必要で	はどちらかといえ ば必要で	必要ではない		
					必要	不要
全体(N=2,658)	48.3%	39.9%	9.9%	1.9%	88.2%	11.8%
男性(N=1,214)	47.0%	40.9%	9.2%	2.9%	87.9%	12.1%
女性(N=1,420)	49.0%	39.3%	10.6%	1.1%	88.3%	11.7%
18歳～20歳代(N=400)	58.3%	33.8%	7.0%	1.0%	92.0%	8.0%
30歳代(N=450)	46.0%	42.0%	10.0%	2.0%	88.0%	12.0%
40歳代(N=405)	47.9%	39.0%	11.1%	2.0%	86.9%	13.1%
50歳代(N=391)	48.1%	37.6%	12.3%	2.0%	85.7%	14.3%
60歳代(N=477)	42.6%	44.9%	10.9%	1.7%	87.4%	12.6%
70歳以上(N=529)	48.2%	40.8%	8.3%	2.6%	89.0%	11.0%
夫婦とも働いている(N=1,074)	48.5%	38.6%	10.5%	2.3%	87.2%	12.8%
夫のみ働いている(N=358)	47.5%	41.1%	10.9%	0.6%	88.5%	11.5%
妻のみ働いている(N=93)	41.9%	45.2%	12.9%	0.0%	87.1%	12.9%
二人とも働いていない(N=340)	41.5%	46.8%	8.8%	2.9%	88.2%	11.8%
乳児(1歳未満)(N=242)	47.1%	39.7%	11.6%	1.7%	86.8%	13.2%
幼児(1歳以上)(N=354)	45.5%	39.0%	13.8%	1.7%	84.5%	15.5%
小学生(N=347)	45.8%	42.7%	7.8%	3.7%	88.5%	11.5%
中学生(N=192)	54.7%	32.8%	10.4%	2.1%	87.5%	12.5%
高校生、大学生、大学院生(N=268)	53.0%	36.2%	10.1%	0.7%	89.2%	10.8%
学校を卒業した未婚の子ども(N=583)	49.1%	40.0%	8.2%	2.7%	89.0%	11.0%
結婚した子ども(N=849)	43.6%	45.3%	9.2%	1.9%	88.9%	11.1%
子どもはいない(N=654)	52.3%	35.2%	10.4%	2.1%	87.5%	12.5%
子どもの人数 1人(N=325)	55.4%	33.5%	9.2%	1.8%	88.9%	11.1%
2人(N=1,130)	45.3%	43.0%	9.9%	1.8%	88.3%	11.7%
3人(N=435)	44.6%	44.1%	8.7%	2.5%	88.7%	11.3%
4人(N=32)	43.8%	37.5%	18.8%	0.0%	81.3%	18.8%
5人(N=12)	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	66.7%	33.3%
6人(N=2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
子どもの権利 1,2回答有り ※1(N=724)	42.4%	39.8%	14.2%	3.6%	82.2%	17.8%
1,2回答無し ※1(N=1,934)	50.5%	40.0%	8.2%	1.3%	90.5%	9.5%

※1 問19の大切だと思う子どもの権利について、

- 「1. 子どもに関することについては、大人はその子どもにとって最も良いことを優先する。」
 「2. 子どもは自分に関することについて、自由に意見をいうことができ、大人はそれを尊重する。」
 上記1. 又は2. の少なくともひとつ選択された方は回答有り、以外は回答無しで集計しています。

d. 地域の行事の企画運営

d. 地域の行事の企画運営	必要である	どちらかといえば必要である		必要ではない	必要	不要
		どちらかといえば必要である	どちらかといえば必要ではない			
全体(N=2,637)	21.6%	51.7%	22.9%	3.8%	73.3%	26.7%
男性(N=1,210)	22.0%	53.5%	20.8%	3.7%	75.5%	24.5%
女性(N=1,405)	21.0%	50.4%	25.1%	3.5%	71.4%	28.6%
18歳～20歳代(N=400)	31.0%	53.8%	12.8%	2.5%	84.8%	15.3%
30歳代(N=450)	27.1%	48.7%	21.1%	3.1%	75.8%	24.2%
40歳代(N=405)	24.0%	53.3%	20.2%	2.5%	77.3%	22.7%
50歳代(N=389)	22.4%	52.4%	21.1%	4.1%	74.8%	25.2%
60歳代(N=469)	14.5%	56.5%	26.7%	2.3%	71.0%	29.0%
70歳以上(N=518)	13.7%	46.3%	32.8%	7.1%	60.0%	40.0%
夫婦とも働いている(N=1,072)	25.8%	52.1%	19.6%	2.4%	78.0%	22.0%
夫のみ働いている(N=354)	19.8%	53.7%	24.3%	2.3%	73.4%	26.6%
妻のみ働いている(N=93)	15.1%	63.4%	19.4%	2.2%	78.5%	21.5%
二人とも働いていない(N=330)	9.4%	48.5%	34.2%	7.9%	57.9%	42.1%
乳児(1歳未満)(N=242)	28.9%	49.2%	18.6%	3.3%	78.1%	21.9%
幼児(1歳以上)(N=354)	26.3%	49.2%	21.2%	3.4%	75.4%	24.6%
小学生(N=347)	21.9%	57.1%	17.6%	3.5%	79.0%	21.0%
中学生(N=192)	26.0%	49.5%	22.4%	2.1%	75.5%	24.5%
高校生、大学生、大学院生(N=268)	23.5%	56.3%	19.4%	0.7%	79.9%	20.1%
学校を卒業した未婚の子ども(N=573)	18.5%	50.3%	26.5%	4.7%	68.8%	31.2%
結婚した子ども(N=836)	15.3%	52.4%	28.3%	3.9%	67.7%	32.3%
子どもはいない(N=650)	25.2%	51.1%	19.1%	4.6%	76.3%	23.7%
子どもの人数 1人(N=320)	23.4%	55.6%	15.9%	5.0%	79.1%	20.9%
2人(N=1,120)	21.0%	48.9%	27.1%	3.0%	69.9%	30.1%
3人(N=433)	17.1%	55.7%	23.6%	3.7%	72.7%	27.3%
4人(N=32)	12.5%	50.0%	31.3%	6.3%	62.5%	37.5%
5人(N=12)	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%	83.3%	16.7%
6人(N=2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
子どもの権利 1,2回答有り ※1(N=714)	18.1%	50.0%	26.6%	5.3%	68.1%	31.9%
1,2回答無し ※1(N=1,923)	22.9%	52.3%	21.6%	3.2%	75.2%	24.8%

※1 問19の大切だと思う子どもの権利について、

「1. 子どもに関することについては、大人はその子どもにとって最も良いことを優先する。」

「2. 子どもは自分に関することについて、自由に意見をいうことができ、大人はそれを尊重する。」

上記1. 又は2. の少なくともひとつ選択された方は回答有り、以外は回答無しで集計しています。

e. 会社の商品・サービスの開発

e. 会社の商品・サービスの開発	必要である	どちらかといえば必要である	どちらかといえば必要ではない	必要ではない		必要	不要
全体(N=2,634)	14.5%	41.0%	34.3%	10.3%		55.4%	44.6%
男性(N=1,212)	15.6%	38.0%	34.5%	11.9%		53.6%	46.4%
女性(N=1,400)	13.4%	43.7%	34.0%	8.9%		57.1%	42.9%
18歳～20歳代(N=398)	22.9%	43.5%	29.6%	4.0%		66.3%	33.7%
30歳代(N=448)	19.9%	43.3%	30.4%	6.5%		63.2%	36.8%
40歳代(N=405)	14.8%	45.7%	31.9%	7.7%		60.5%	39.5%
50歳代(N=391)	12.8%	46.0%	32.7%	8.4%		58.8%	41.2%
60歳代(N=469)	11.3%	44.1%	32.2%	12.4%		55.4%	44.6%
70歳以上(N=517)	7.4%	26.3%	46.4%	19.9%		33.7%	66.3%
夫婦とも働いている(N=1,070)	17.5%	42.8%	31.3%	8.4%		60.3%	39.7%
夫のみ働いている(N=355)	12.4%	47.3%	33.8%	6.5%		59.7%	40.3%
妻のみ働いている(N=91)	19.8%	38.5%	30.8%	11.0%		58.2%	41.8%
二人とも働いていない(N=332)	3.0%	28.3%	43.7%	25.0%		31.3%	68.7%
乳児(1歳未満)(N=240)	20.0%	44.2%	28.3%	7.5%		64.2%	35.8%
幼児(1歳以上)(N=352)	19.6%	41.5%	32.4%	6.5%		61.1%	38.9%
小学生(N=345)	15.1%	46.1%	29.6%	9.3%		61.2%	38.8%
中学生(N=192)	16.7%	41.1%	31.8%	10.4%		57.8%	42.2%
高校生、大学生、大学院生(N=268)	13.1%	51.5%	25.7%	9.7%		64.6%	35.4%
学校を卒業した未婚の子ども(N=575)	12.5%	40.7%	33.7%	13.0%		53.2%	46.8%
結婚した子ども(N=839)	9.3%	35.4%	39.3%	16.0%		44.7%	55.3%
子どもはいない(N=650)	17.7%	44.0%	32.9%	5.4%		61.7%	38.3%
子どもの人数 1人(N=320)	16.9%	43.4%	28.1%	11.6%		60.3%	39.7%
2人(N=1,122)	12.7%	38.7%	36.9%	11.7%		51.4%	48.6%
3人(N=432)	12.3%	38.0%	35.6%	14.1%		50.2%	49.8%
4人(N=30)	13.3%	46.7%	40.0%	0.0%		60.0%	40.0%
5人(N=12)	33.3%	16.7%	50.0%	0.0%		50.0%	50.0%
6人(N=2)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%		100.0%	0.0%
子どもの権利 1,2回答有り ※1(N=714)	11.5%	36.8%	40.1%	11.6%		48.3%	51.7%
1,2回答無し ※1(N=1,920)	15.6%	42.5%	32.2%	9.7%		58.1%	41.9%

※1 問19の大切だと思う子どもの権利について、

「1. 子どもに関することについては、大人はその子どもにとって最も良いことを優先する。」

「2. 子どもは自分に関することについて、自由に意見をいうことができ、大人はそれを尊重する。」

上記1. 又は2. の少なくともひとつ選択された方は回答有り、以外は回答無しで集計しています。

f. 行政（国・県・市町）の事業や計画

f. 行政（国・県・市町）の事業や計画	必要である	どちらかといえば必要である	どちらかといえば必要ではない	必要ではない		必要	不要
全体(N=2,643)	18.6%	42.1%	30.5%	8.9%		60.7%	39.3%
男性(N=1,214)	18.2%	41.8%	30.2%	9.8%		60.0%	40.0%
女性(N=1,407)	18.9%	42.6%	30.4%	8.1%		61.5%	38.5%
18歳～20歳代(N=398)	27.6%	45.2%	23.1%	4.0%		72.9%	27.1%
30歳代(N=450)	21.1%	44.7%	27.1%	7.1%		65.8%	34.2%
40歳代(N=405)	17.3%	43.0%	31.4%	8.4%		60.2%	39.8%
50歳代(N=393)	19.3%	41.2%	30.8%	8.7%		60.6%	39.4%
60歳代(N=471)	14.4%	42.5%	33.3%	9.8%		56.9%	43.1%
70歳以上(N=522)	13.8%	37.0%	35.2%	14.0%		50.8%	49.2%
夫婦とも働いている(N=1,072)	21.5%	41.9%	29.3%	7.3%		63.4%	36.6%
夫のみ働いている(N=356)	17.7%	43.5%	32.9%	5.9%		61.2%	38.8%
妻のみ働いている(N=93)	21.5%	46.2%	21.5%	10.8%		67.7%	32.3%
二人とも働いていない(N=336)	8.3%	37.2%	36.9%	17.6%		45.5%	54.5%
乳児（1歳未満）(N=242)	21.5%	47.9%	23.1%	7.4%		69.4%	30.6%
幼児（1歳以上）(N=354)	23.4%	42.1%	28.0%	6.5%		65.5%	34.5%
小学生(N=347)	14.4%	43.5%	31.4%	10.7%		57.9%	42.1%
中学生(N=192)	18.8%	44.3%	30.7%	6.3%		63.0%	37.0%
高校生、大学生、大学院生(N=270)	18.9%	45.2%	27.8%	8.1%		64.1%	35.9%
学校を卒業した未婚の子ども(N=573)	14.5%	44.0%	29.0%	12.6%		58.5%	41.5%
結婚した子ども(N=844)	14.3%	39.6%	33.6%	12.4%		53.9%	46.1%
子どもはいない(N=650)	20.0%	44.5%	28.8%	6.8%		64.5%	35.5%
子どもの人数 1人(N=322)	24.5%	41.0%	29.2%	5.3%		65.5%	34.5%
2人(N=1,126)	16.4%	41.5%	31.6%	10.5%		57.9%	42.1%
3人(N=431)	13.2%	42.0%	33.2%	11.6%		55.2%	44.8%
4人(N=32)	25.0%	37.5%	31.3%	6.3%		62.5%	37.5%
5人(N=12)	33.3%	33.3%	16.7%	16.7%		66.7%	33.3%
6人(N=2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%		100.0%	0.0%
子どもの権利 1,2回答有り ※1(N=712)	13.6%	36.5%	39.5%	10.4%		50.1%	49.9%
1,2回答無し ※1(N=1,931)	20.4%	44.1%	27.1%	8.3%		64.5%	35.5%

※1 問19の大切だと思う子どもの権利について、

「1. 子どもに関することについては、大人はその子どもにとって最も良いことを優先する。」

「2. 子どもは自分に関することについて、自由に意見をいうことができ、大人はそれを尊重する。」

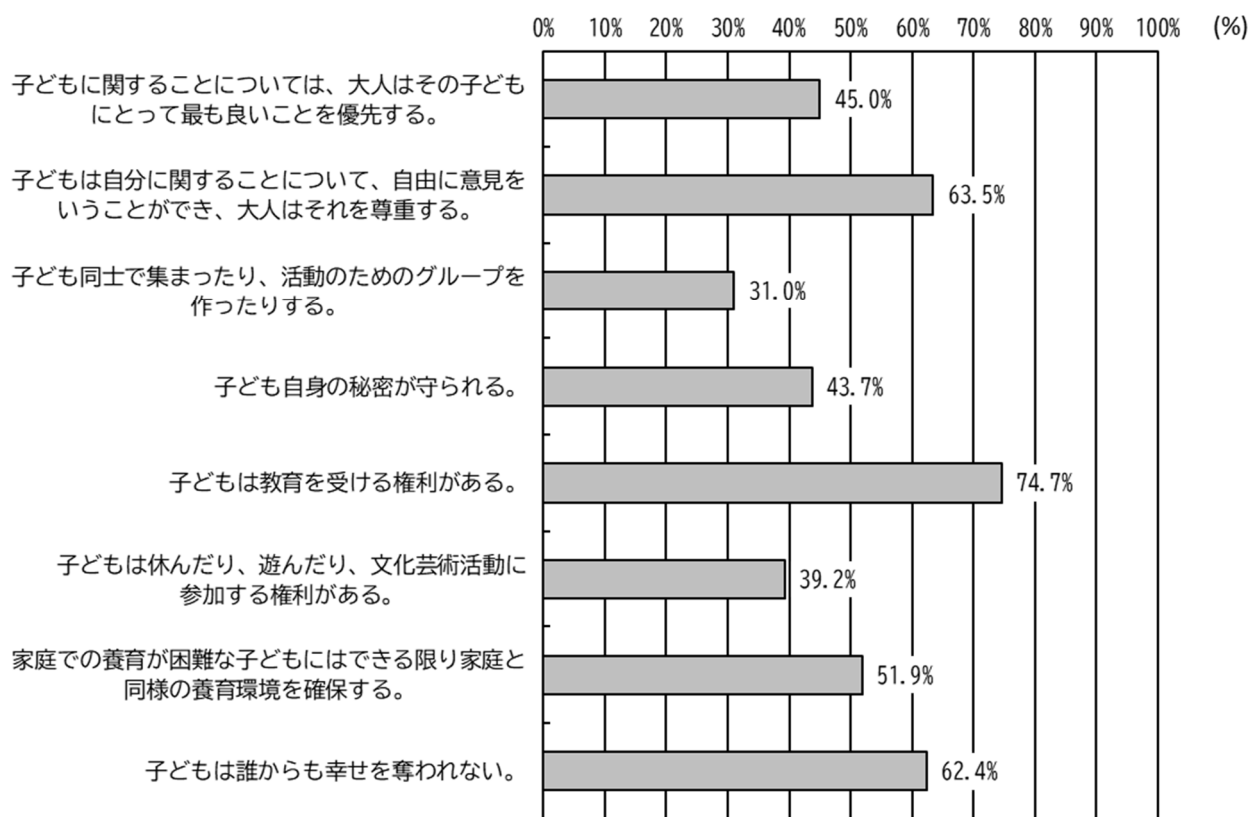
上記1. 又は2. の少なくともひとつ選択された方は回答有り、以外は回答無しで集計しています。

問19 子どもの権利条約で定める、次の子どもの権利のうち、あなたが大切だと思う権利を選んでください。
(○はいくつでも)

<選択肢>

- 1 子どもに関することについては、大人はその子どもにとって最も良いことを優先する。
- 2 子どもは自分に関することについて、自由に意見をいうことができ、大人はそれを尊重する。
- 3 子ども同士で集まったり、活動のためのグループを作ったりする。
- 4 子ども自身の秘密が守られる。
- 5 子どもは教育を受ける権利がある。
- 6 子どもは休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利がある。
- 7 家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保する。
- 8 子どもは誰からも幸せを奪われない。

<単純集計>



□令和5年調査(N=2,553)

	子どもに関する最も良いことについては、大人はその子どもにとつて優先する。	子どもは自分に関することについて、自由に意見をいうことができ、大人はそれを尊重する。	子ども同士で集まったり、活動のためのグループを作ったりする。	子ども自身の秘密が守られる。	子どもは教育を受ける権利がある。	子どもは休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利がある。	家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保する。	子どもは誰からも幸せを奪われない。
全体(N=2,553)	45.0%	63.5%	31.0%	43.7%	74.7%	39.2%	51.9%	62.4%
男性(N=1,174)	43.6%	62.4%	32.8%	41.0%	71.9%	39.9%	48.0%	57.9%
女性(N=1,355)	46.1%	64.6%	29.2%	45.7%	76.9%	38.3%	55.3%	66.4%
18歳～20歳代(N=358)	38.0%	63.7%	35.5%	55.6%	72.3%	52.0%	45.8%	59.8%
30歳代(N=419)	51.8%	66.3%	40.1%	57.3%	75.7%	59.4%	53.2%	67.3%
40歳代(N=395)	39.2%	65.6%	27.6%	44.3%	74.4%	35.2%	47.6%	62.0%
50歳代(N=385)	41.0%	53.8%	28.6%	39.7%	77.1%	35.6%	49.9%	65.7%
60歳代(N=463)	45.8%	62.2%	24.6%	35.2%	77.1%	33.0%	60.0%	62.9%
70歳以上(N=529)	50.9%	68.1%	30.6%	34.8%	71.8%	26.1%	53.1%	57.7%
夫婦とも働いている(N=1,024)	44.7%	63.9%	32.4%	44.4%	77.0%	43.1%	51.8%	66.5%
夫のみ働いている(N=354)	49.4%	69.5%	32.2%	43.5%	77.1%	42.1%	53.1%	62.7%
妻のみ働いている(N=91)	52.7%	73.6%	30.8%	34.1%	72.5%	35.2%	52.7%	58.2%
二人とも働いていない(N=338)	46.4%	63.9%	23.4%	34.6%	74.3%	22.2%	55.0%	60.7%
乳児(1歳未満)(N=226)	48.7%	69.5%	38.1%	56.6%	75.7%	60.6%	47.3%	65.9%
幼児(1歳以上)(N=338)	51.8%	67.2%	38.5%	55.0%	78.7%	59.5%	50.3%	68.3%
小学生(N=327)	44.3%	65.4%	35.8%	46.2%	76.8%	55.4%	48.6%	67.3%
中学生(N=186)	37.1%	72.0%	30.6%	39.2%	72.0%	39.8%	46.8%	57.5%
高校生、大学生、大学院生(N=262)	43.1%	61.5%	28.6%	40.1%	73.3%	29.8%	45.4%	57.3%
学校を卒業した未婚の子ども(N=567)	47.6%	61.9%	25.0%	36.0%	79.4%	32.1%	52.9%	65.8%
結婚した子ども(N=841)	45.5%	64.9%	30.0%	32.7%	74.3%	28.1%	54.6%	60.6%
200万円未満(N=139)	49.6%	64.7%	35.3%	35.3%	72.7%	25.9%	49.6%	52.5%
200万円以上400万円未満(N=477)	48.6%	69.8%	26.4%	38.2%	75.7%	35.6%	54.5%	61.2%
400万円以上600万円未満(N=443)	42.9%	65.2%	34.3%	41.5%	75.8%	41.3%	55.5%	62.5%
600万円以上800万円未満(N=347)	48.1%	65.4%	24.2%	41.8%	74.6%	39.8%	53.0%	65.4%
800万円以上1,000万円未満(N=217)	45.2%	59.4%	36.4%	49.8%	83.4%	41.9%	51.2%	66.8%
1,000万円以上(N=231)	51.5%	64.5%	35.1%	45.9%	78.4%	44.2%	51.5%	71.9%
子どもの人数 1人(N=313)	51.4%	62.6%	32.6%	48.2%	77.0%	42.8%	54.0%	64.2%
2人(N=1,104)	48.9%	65.9%	29.7%	42.3%	77.2%	37.3%	54.0%	64.0%
3人(N=423)	37.6%	62.9%	28.8%	33.3%	70.7%	35.5%	49.9%	61.7%
4人(N=30)	66.7%	73.3%	53.3%	53.3%	80.0%	53.3%	53.3%	66.7%
5人(N=12)	33.3%	50.0%	50.0%	16.7%	66.7%	0.0%	33.3%	50.0%
6人(N=2)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問20 次の、子どもの意見表明を含む子どもの権利に関する施策について、それぞれの程度、取り組むのが良いと思いますか。 (各々○は1つつつ)

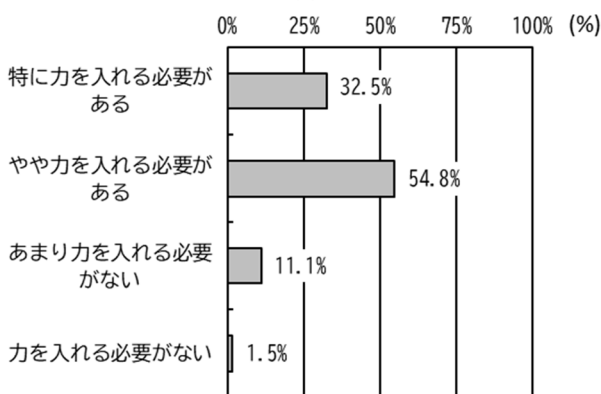
<選択肢>

		特に力を入れる必要がある	やや力を入れる必要がある	あまり力を入れる必要がない	力を入れる必要がない
a. 子どもへの「子どもの権利」の普及・啓発	→	1	2	3	4
b. 保護者への「子どもの権利」の普及・啓発	→	1	2	3	4
c. 学校等への「子どもの権利」の普及・啓発	→	1	2	3	4
d. 事業者への「子どもの権利」の普及・啓発	→	1	2	3	4
e. 上記以外の県民への「子どもの権利」の普及・啓発	→	1	2	3	4
f. 県政に子どもの意見を反映させるために行う、子どもの意見を聞く機会の拡充	→	1	2	3	4
g. 子どもの社会参画の促進	→	1	2	3	4
h. 子どもからの相談窓口の拡充	→	1	2	3	4
i. 意見を言うことが難しい子どもに対する支援（アドボケイト）体制の強化	→	1	2	3	4
j. その他（具体的に					）

<単純集計>

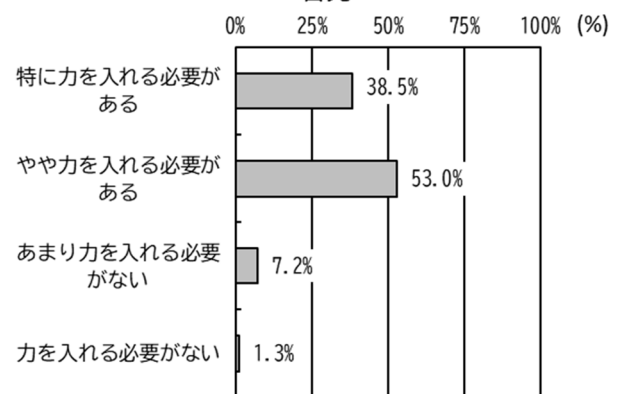
「特に力を入れる必要である」では「意見を言うことが難しい子どもに対する支援（アドボケイト）体制の強化」が最も多く 47.6%、次いで、「子どもからの相談窓口の拡充」が多く 46.5%となっている。

a. 子どもへの「子どもの権利」の普及・啓発



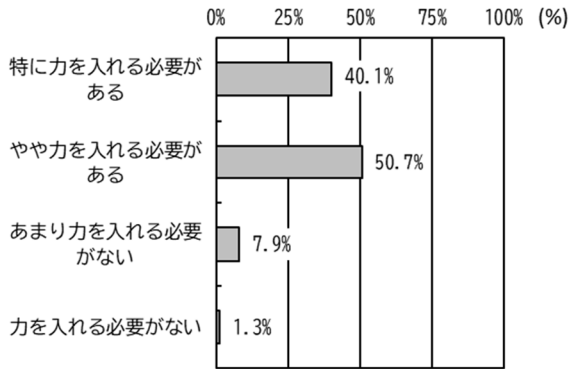
□令和5年調査(N=2,586)

b. 保護者への「子どもの権利」の普及・啓発



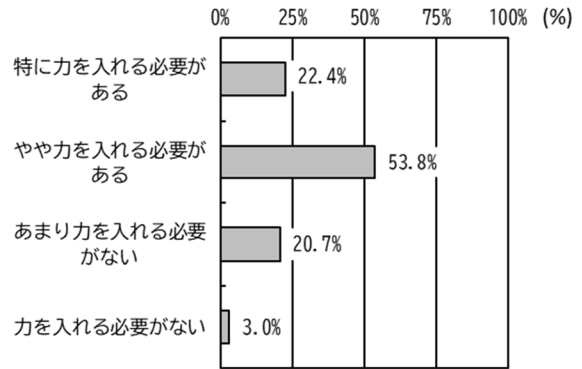
□令和5年調査(N=2,594)

c. 学校等への「子どもの権利」の普及・啓発



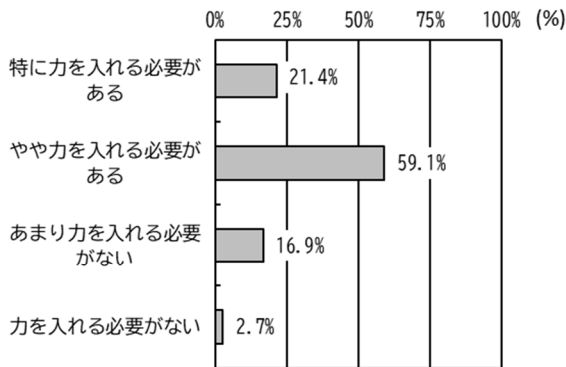
□令和5年調査(N=2,584)

d. 事業者への「子どもの権利」の普及・啓発



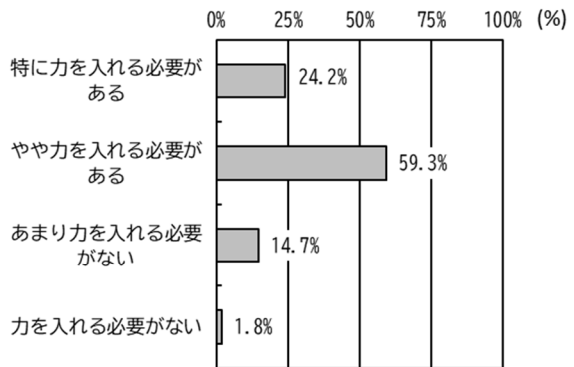
□令和5年調査(N=2,558)

e. 上記以外の県民への「子どもの権利」の普及・啓発



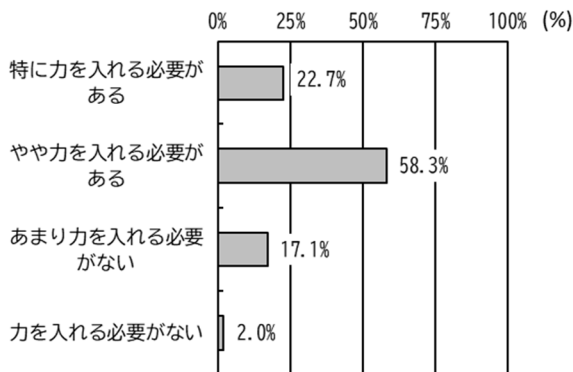
□令和5年調査(N=2,527)

f. 県政に子どもの意見を反映させるために行う、子どもの意見を聞く機会の拡充



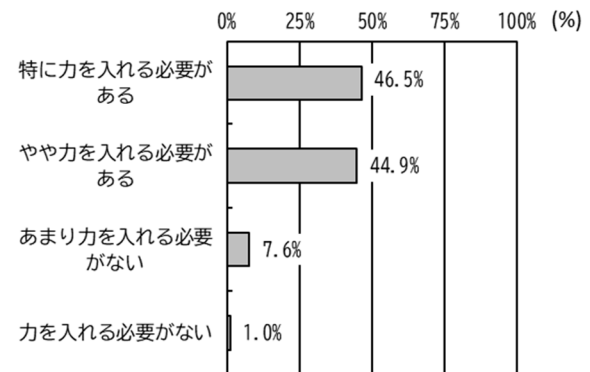
□令和5年調査(N=2,585)

g. 子どもの社会参画の促進



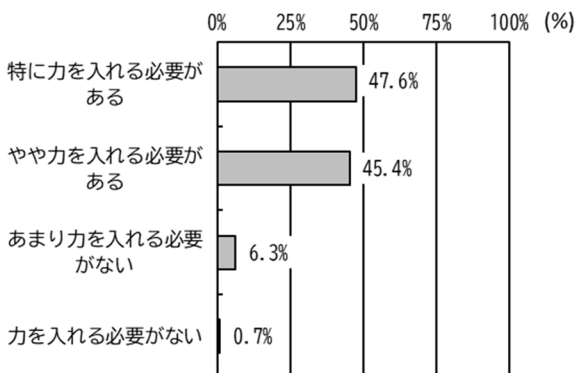
□令和5年調査(N=2,556)

h. 子どもからの相談窓口の拡充



□令和5年調査(N=2,583)

i. 意見を言うことが難しい子どもに対する支援（アドボケイト）体制の強化



□令和5年調査(N=2,569)

<クロス集計>

a. 子どもへの「子どもの権利」の普及・啓発

a. 子どもへの「子どもの権利」の普及・啓発	特に力を入れる必要がある	やや力を入れる必要がある	あまり力を入れる必要がない	力を入れる必要がない	必要がある/必要がない	
					必要がある	必要がない
全体(N=2,586)	32.5%	54.8%	11.1%	1.5%	87.3%	12.7%
男性(N=1,202)	30.3%	53.0%	14.5%	2.2%	83.3%	16.7%
女性(N=1,364)	34.3%	56.5%	8.2%	1.0%	90.8%	9.2%
18歳～20歳代(N=392)	37.2%	52.8%	7.9%	2.0%	90.1%	9.9%
30歳代(N=446)	33.9%	57.0%	7.6%	1.6%	90.8%	9.2%
40歳代(N=397)	36.8%	48.1%	12.6%	2.5%	84.9%	15.1%
50歳代(N=385)	35.3%	57.7%	6.0%	1.0%	93.0%	7.0%
60歳代(N=458)	27.7%	55.7%	15.3%	1.3%	83.4%	16.6%
70歳以上(N=504)	25.8%	57.3%	15.9%	1.0%	83.1%	16.9%
夫婦とも働いている(N=1,051)	34.7%	54.9%	9.3%	1.0%	89.6%	10.4%
夫のみ働いている(N=357)	33.3%	55.7%	9.8%	1.1%	89.1%	10.9%
妻のみ働いている(N=83)	43.4%	44.6%	12.0%	0.0%	88.0%	12.0%
二人とも働いていない(N=328)	24.4%	59.5%	14.9%	1.2%	83.8%	16.2%
乳児(1歳未満)(N=240)	35.8%	56.3%	7.9%	0.0%	92.1%	7.9%
幼児(1歳以上)(N=352)	37.2%	55.4%	7.4%	0.0%	92.6%	7.4%
小学生(N=341)	35.2%	52.8%	10.6%	1.5%	88.0%	12.0%
中学生(N=188)	34.6%	51.6%	11.7%	2.1%	86.2%	13.8%
高校生、大学生、大学院生(N=266)	36.1%	55.3%	7.1%	1.5%	91.4%	8.6%
学校を卒業した未婚の子ども(N=567)	27.5%	60.3%	10.8%	1.4%	87.8%	12.2%
結婚した子ども(N=815)	28.6%	58.9%	11.9%	0.6%	87.5%	12.5%
子どもはいない(N=640)	31.9%	52.3%	13.0%	2.8%	84.2%	15.8%

b. 保護者への「子どもの権利」の普及・啓発

b. 保護者への「子どもの権利」の普及・啓発	特に力を入れる必要がある	やや力を入れる必要がある	あまり力を入れる必要がない	力を入れる必要がない	必要がある	必要がない
全体(N=2,594)	38.5%	53.0%	7.2%	1.3%	91.5%	8.5%
男性(N=1,204)	37.0%	52.9%	8.2%	1.8%	90.0%	10.0%
女性(N=1,370)	39.4%	53.4%	6.4%	0.8%	92.8%	7.2%
18歳～20歳代(N=392)	48.0%	44.9%	6.1%	1.0%	92.9%	7.1%
30歳代(N=446)	35.0%	57.0%	6.3%	1.8%	91.9%	8.1%
40歳代(N=397)	37.8%	53.4%	7.8%	1.0%	91.2%	8.8%
50歳代(N=387)	37.0%	57.4%	5.2%	0.5%	94.3%	5.7%
60歳代(N=462)	35.9%	55.2%	7.6%	1.3%	91.1%	8.9%
70歳以上(N=506)	37.7%	50.8%	9.7%	1.8%	88.5%	11.5%
夫婦とも働いている(N=1,057)	37.5%	55.5%	6.4%	0.6%	93.0%	7.0%
夫のみ働いている(N=357)	34.7%	57.1%	6.4%	1.7%	91.9%	8.1%
妻のみ働いている(N=83)	51.8%	38.6%	9.6%	0.0%	90.4%	9.6%
二人とも働いていない(N=328)	36.9%	52.7%	8.5%	1.8%	89.6%	10.4%
乳児(1歳未満)(N=240)	33.3%	57.5%	9.2%	0.0%	90.8%	9.2%
幼児(1歳以上)(N=352)	35.2%	58.0%	6.8%	0.0%	93.2%	6.8%
小学生(N=341)	35.2%	58.4%	5.3%	1.2%	93.5%	6.5%
中学生(N=188)	33.5%	59.0%	7.4%	0.0%	92.6%	7.4%
高校生、大学生、大学院生(N=266)	39.8%	54.9%	5.3%	0.0%	94.7%	5.3%
学校を卒業した未婚の子ども(N=573)	34.9%	56.4%	7.7%	1.0%	91.3%	8.7%
結婚した子ども(N=821)	37.4%	53.8%	7.7%	1.1%	91.2%	8.8%
子どもはいない(N=640)	43.0%	46.4%	8.4%	2.2%	89.4%	10.6%

c. 学校等への「子どもの権利」の普及・啓発

c. 学校等への「子どもの権利」の普及・啓発	特に力を入れる必要がある	やや力を入れる必要がある	あまり力を入れる必要がない	力を入れる必要がない	必要がある	必要がない
全体(N=2,584)	40.1%	50.7%	7.9%	1.3%	90.9%	9.1%
男性(N=1,198)	41.0%	47.2%	10.0%	1.8%	88.1%	11.9%
女性(N=1,366)	39.2%	53.9%	6.1%	0.8%	93.1%	6.9%
18歳～20歳代(N=392)	53.1%	40.3%	5.1%	1.5%	93.4%	6.6%
30歳代(N=446)	36.5%	55.4%	6.7%	1.3%	91.9%	8.1%
40歳代(N=395)	36.7%	54.7%	7.1%	1.5%	91.4%	8.6%
50歳代(N=383)	35.5%	56.9%	7.6%	0.0%	92.4%	7.6%
60歳代(N=462)	37.2%	50.6%	10.8%	1.3%	87.9%	12.1%
70歳以上(N=502)	41.6%	47.4%	9.2%	1.8%	89.0%	11.0%
夫婦とも働いている(N=1,051)	36.3%	56.0%	6.8%	1.0%	92.3%	7.7%
夫のみ働いている(N=353)	40.5%	53.3%	5.7%	0.6%	93.8%	6.2%
妻のみ働いている(N=83)	51.8%	33.7%	14.5%	0.0%	85.5%	14.5%
二人とも働いていない(N=328)	42.1%	47.0%	9.8%	1.2%	89.0%	11.0%
乳児(1歳未満)(N=240)	35.8%	59.2%	5.0%	0.0%	95.0%	5.0%
幼児(1歳以上)(N=352)	39.2%	55.1%	5.7%	0.0%	94.3%	5.7%
小学生(N=341)	34.3%	59.2%	5.9%	0.6%	93.5%	6.5%
中学生(N=188)	33.0%	61.7%	4.3%	1.1%	94.7%	5.3%
高校生、大学生、大学院生(N=262)	38.5%	56.1%	3.8%	1.5%	94.7%	5.3%
学校を卒業した未婚の子ども(N=563)	36.4%	52.4%	10.1%	1.1%	88.8%	11.2%
結婚した子ども(N=815)	38.7%	50.9%	9.6%	0.9%	89.6%	10.4%
子どもはいない(N=640)	44.2%	44.8%	8.4%	2.5%	89.1%	10.9%

d. 事業者への「子どもの権利」の普及・啓発

d. 事業者への「子どもの権利」の普及・啓発	特に力を入れる必要がある	やや力を入れる必要がある	あまり力を入れる必要がない	力を入れる必要がない	必要がある	必要がない
全体(N=2,558)	22.4%	53.8%	20.7%	3.0%	76.2%	23.8%
男性(N=1,190)	22.3%	50.8%	22.5%	4.4%	73.1%	26.9%
女性(N=1,348)	22.5%	56.5%	19.1%	1.9%	78.9%	21.1%
18歳～20歳代(N=392)	29.3%	50.8%	16.3%	3.6%	80.1%	19.9%
30歳代(N=444)	23.6%	55.4%	16.7%	4.3%	79.1%	20.9%
40歳代(N=395)	24.8%	55.7%	17.5%	2.0%	80.5%	19.5%
50歳代(N=385)	21.0%	58.7%	19.5%	0.8%	79.7%	20.3%
60歳代(N=454)	21.4%	51.3%	22.9%	4.4%	72.7%	27.3%
70歳以上(N=484)	15.7%	51.7%	29.8%	2.9%	67.4%	32.6%
夫婦とも働いている(N=1,044)	24.0%	56.1%	17.9%	1.9%	80.2%	19.8%
夫のみ働いている(N=351)	21.1%	56.1%	18.2%	4.6%	77.2%	22.8%
妻のみ働いている(N=82)	34.1%	41.5%	24.4%	0.0%	75.6%	24.4%
二人とも働いていない(N=318)	12.9%	55.0%	28.9%	3.1%	67.9%	32.1%
乳児(1歳未満)(N=240)	22.1%	54.2%	21.7%	2.1%	76.3%	23.8%
幼児(1歳以上)(N=350)	24.3%	55.1%	19.1%	1.4%	79.4%	20.6%
小学生(N=337)	20.5%	56.1%	21.1%	2.4%	76.6%	23.4%
中学生(N=188)	24.5%	60.6%	12.8%	2.1%	85.1%	14.9%
高校生、大学生、大学院生(N=264)	25.8%	57.2%	14.8%	2.3%	83.0%	17.0%
学校を卒業した未婚の子ども(N=560)	18.8%	54.5%	24.6%	2.1%	73.2%	26.8%
結婚した子ども(N=800)	18.0%	56.0%	23.5%	2.5%	74.0%	26.0%
子どもはいない(N=638)	24.1%	50.3%	21.0%	4.5%	74.5%	25.5%

e. 上記以外の県民への「子どもの権利」の普及・啓発

e. 上記以外の県民への「子どもの権利」の普及・啓発	特に力を入れる必要がある	やや力を入れる必要がある	あまり力を入れる必要がない	力を入れる必要がない	必要がある	
					必要がある	必要がない
全体(N=2,527)	21.4%	59.1%	16.9%	2.7%	80.5%	19.5%
男性(N=1,177)	19.9%	57.9%	18.5%	3.7%	77.7%	22.3%
女性(N=1,332)	22.4%	60.6%	15.3%	1.7%	83.0%	17.0%
18歳～20歳代(N=388)	29.4%	55.9%	12.1%	2.6%	85.3%	14.7%
30歳代(N=440)	20.9%	57.5%	18.6%	3.0%	78.4%	21.6%
40歳代(N=395)	22.3%	59.7%	14.9%	3.0%	82.0%	18.0%
50歳代(N=381)	23.9%	62.7%	12.9%	0.5%	86.6%	13.4%
60歳代(N=449)	17.6%	58.1%	20.3%	4.0%	75.7%	24.3%
70歳以上(N=470)	15.7%	60.9%	20.9%	2.6%	76.6%	23.4%
夫婦とも働いている(N=1,035)	22.1%	59.6%	16.1%	2.1%	81.7%	18.3%
夫のみ働いている(N=352)	17.0%	65.9%	14.5%	2.6%	83.0%	17.0%
妻のみ働いている(N=83)	30.1%	57.8%	12.0%	0.0%	88.0%	12.0%
二人とも働いていない(N=306)	13.1%	60.1%	23.9%	2.9%	73.2%	26.8%
乳児(1歳未満)(N=240)	16.7%	63.8%	17.5%	2.1%	80.4%	19.6%
幼児(1歳以上)(N=348)	19.5%	60.9%	18.1%	1.4%	80.5%	19.5%
小学生(N=339)	19.2%	57.5%	22.1%	1.2%	76.7%	23.3%
中学生(N=184)	18.5%	63.0%	17.4%	1.1%	81.5%	18.5%
高校生、大学生、大学院生(N=266)	23.3%	63.9%	9.8%	3.0%	87.2%	12.8%
学校を卒業した未婚の子ども(N=557)	19.7%	60.7%	17.1%	2.5%	80.4%	19.6%
結婚した子ども(N=786)	16.5%	64.2%	16.9%	2.3%	80.8%	19.2%
子どもはいない(N=630)	25.4%	54.3%	16.5%	3.8%	79.7%	20.3%

f. 県政に子どもの意見を反映させるために行う、子どもの意見を聞く機会の拡充

f. 県政に子どもの意見を反映させるために行う、子どもの意見を聞く機会の拡充	特に力を入れる必要がある	やや力を入れる必要がある	あまり力を入れる必要がない	力を入れる必要がない	必要がある	
					必要がある	必要がない
全体(N=2,585)	24.2%	59.3%	14.7%	1.8%	83.6%	16.4%
男性(N=1,198)	22.4%	56.8%	18.0%	2.8%	79.2%	20.8%
女性(N=1,367)	25.7%	61.7%	11.6%	1.0%	87.4%	12.6%
18歳～20歳代(N=392)	27.8%	55.4%	15.8%	1.0%	83.2%	16.8%
30歳代(N=448)	25.2%	57.6%	13.6%	3.6%	82.8%	17.2%
40歳代(N=399)	26.1%	58.1%	15.3%	0.5%	84.2%	15.8%
50歳代(N=386)	20.2%	65.8%	13.5%	0.5%	86.0%	14.0%
60歳代(N=460)	21.5%	60.2%	15.0%	3.3%	81.7%	18.3%
70歳以上(N=496)	24.0%	59.7%	14.9%	1.4%	83.7%	16.3%
夫婦とも働いている(N=1,052)	24.9%	60.3%	13.5%	1.3%	85.2%	14.8%
夫のみ働いている(N=355)	21.4%	65.9%	11.3%	1.4%	87.3%	12.7%
妻のみ働いている(N=85)	35.3%	55.3%	9.4%	0.0%	90.6%	9.4%
二人とも働いていない(N=320)	20.6%	56.3%	20.6%	2.5%	76.9%	23.1%
乳児(1歳未満)(N=240)	22.5%	59.2%	16.7%	1.7%	81.7%	18.3%
幼児(1歳以上)(N=352)	23.3%	61.9%	13.6%	1.1%	85.2%	14.8%
小学生(N=343)	23.6%	58.3%	16.9%	1.2%	81.9%	18.1%
中学生(N=190)	24.2%	58.9%	14.7%	2.1%	83.2%	16.8%
高校生、大学生、大学院生(N=266)	27.8%	60.2%	11.3%	0.8%	88.0%	12.0%
学校を卒業した未婚の子ども(N=564)	24.1%	58.7%	15.8%	1.4%	82.8%	17.2%
結婚した子ども(N=811)	22.2%	64.6%	11.7%	1.5%	86.8%	13.2%
子どもはいない(N=642)	25.4%	53.3%	18.5%	2.8%	78.7%	21.3%

g. 子どもの社会参画の促進

g. 子どもの社会参画の促進	特に力を入れる必要がある	やや力を入れる必要がある	あまり力を入れる必要がない	力を入れる必要がない	必要がある	
					必要がある	必要がない
全体(N=2,556)	22.7%	58.3%	17.1%	2.0%	81.0%	19.0%
男性(N=1,192)	23.2%	54.4%	19.6%	2.8%	77.6%	22.4%
女性(N=1,344)	22.5%	61.8%	14.4%	1.3%	84.3%	15.7%
18歳～20歳代(N=392)	30.9%	50.3%	16.8%	2.0%	81.1%	18.9%
30歳代(N=444)	21.6%	57.4%	16.4%	4.5%	79.1%	20.9%
40歳代(N=399)	20.6%	60.4%	18.5%	0.5%	81.0%	19.0%
50歳代(N=385)	23.1%	60.3%	15.6%	1.0%	83.4%	16.6%
60歳代(N=450)	19.1%	64.2%	14.7%	2.0%	83.3%	16.7%
70歳以上(N=484)	22.1%	56.4%	20.0%	1.4%	78.5%	21.5%
夫婦とも働いている(N=1,049)	25.1%	57.8%	15.6%	1.5%	82.8%	17.2%
夫のみ働いている(N=343)	16.0%	67.1%	15.5%	1.5%	83.1%	16.9%
妻のみ働いている(N=83)	26.5%	61.4%	12.0%	0.0%	88.0%	12.0%
二人とも働いていない(N=316)	18.0%	57.6%	22.5%	1.9%	75.6%	24.4%
乳児(1歳未満)(N=238)	21.0%	59.7%	17.6%	1.7%	80.7%	19.3%
幼児(1歳以上)(N=348)	22.1%	60.3%	16.4%	1.1%	82.5%	17.5%
小学生(N=341)	23.5%	57.5%	16.7%	2.3%	80.9%	19.1%
中学生(N=186)	23.7%	58.1%	16.1%	2.2%	81.7%	18.3%
高校生、大学生、大学院生(N=264)	22.0%	62.1%	15.9%	0.0%	84.1%	15.9%
学校を卒業した未婚の子ども(N=557)	19.9%	60.1%	18.9%	1.1%	80.1%	19.9%
結婚した子ども(N=793)	21.8%	61.0%	16.4%	0.8%	82.8%	17.2%
子どもはいない(N=640)	25.0%	53.0%	18.3%	3.8%	78.0%	22.0%

h. 子どもからの相談窓口の拡充

h. 子どもからの相談窓口の拡充	特に力を入れる必要がある	やや力を入れる必要がある	あまり力を入れる必要がない	力を入れる必要がない	必要がある	
					必要がある	必要がない
全体(N=2,583)	46.5%	44.9%	7.6%	1.0%	91.4%	8.6%
男性(N=1,195)	42.5%	45.9%	9.8%	1.8%	88.4%	11.6%
女性(N=1,368)	49.7%	44.2%	5.8%	0.4%	93.9%	6.1%
18歳～20歳代(N=390)	51.5%	41.8%	5.6%	1.0%	93.3%	6.7%
30歳代(N=448)	46.0%	43.1%	9.6%	1.3%	89.1%	10.9%
40歳代(N=399)	45.1%	47.4%	7.0%	0.5%	92.5%	7.5%
50歳代(N=387)	47.8%	46.0%	6.2%	0.0%	93.8%	6.2%
60歳代(N=459)	45.1%	46.6%	6.5%	1.7%	91.7%	8.3%
70歳以上(N=496)	44.2%	44.6%	9.9%	1.4%	88.7%	11.3%
夫婦とも働いている(N=1,055)	47.1%	45.2%	7.1%	0.6%	92.3%	7.7%
夫のみ働いている(N=352)	44.6%	50.0%	5.4%	0.0%	94.6%	5.4%
妻のみ働いている(N=83)	49.4%	41.0%	9.6%	0.0%	90.4%	9.6%
二人とも働いていない(N=324)	37.3%	49.1%	10.5%	3.1%	86.4%	13.6%
乳児(1歳未満)(N=240)	44.2%	48.3%	7.5%	0.0%	92.5%	7.5%
幼児(1歳以上)(N=352)	41.5%	50.9%	7.1%	0.6%	92.3%	7.7%
小学生(N=343)	43.1%	48.4%	8.5%	0.0%	91.5%	8.5%
中学生(N=190)	43.7%	47.4%	7.9%	1.1%	91.1%	8.9%
高校生、大学生、大学院生(N=264)	46.6%	44.3%	8.3%	0.8%	90.9%	9.1%
学校を卒業した未婚の子ども(N=567)	47.3%	46.0%	6.3%	0.4%	93.3%	6.7%
結婚した子ども(N=810)	45.7%	45.4%	7.8%	1.1%	91.1%	8.9%
子どもはいない(N=640)	49.7%	40.3%	8.4%	1.6%	90.0%	10.0%

i. 意見を言うことが難しい子どもに対する支援（アドボケイト）体制の強化

i. 意見を言うことが難しい子どもに対する 支援（アドボケイト）体制の強化	特に力を入れる必要がある	やや力を入れる必要がある	あまり力を入れる必要がない	力を入れる必要がない		
					必要がある	必要がない
全体(N=2,569)	47.6%	45.4%	6.3%	0.7%	93.0%	7.0%
男性(N=1,199)	44.0%	48.3%	6.8%	1.0%	92.2%	7.8%
女性(N=1,350)	50.6%	43.0%	5.9%	0.5%	93.6%	6.4%
18歳～20歳代(N=392)	55.1%	38.3%	5.1%	1.5%	93.4%	6.6%
30歳代(N=444)	47.7%	46.8%	5.0%	0.5%	94.6%	5.4%
40歳代(N=399)	46.9%	45.4%	7.8%	0.0%	92.2%	7.8%
50歳代(N=387)	44.7%	49.6%	5.2%	0.5%	94.3%	5.7%
60歳代(N=451)	45.9%	47.5%	5.8%	0.9%	93.3%	6.7%
70歳以上(N=492)	45.7%	44.7%	8.5%	1.0%	90.4%	9.6%
夫婦とも働いている(N=1,049)	48.1%	45.6%	6.3%	0.0%	93.7%	6.3%
夫のみ働いている(N=348)	43.4%	51.1%	5.5%	0.0%	94.5%	5.5%
妻のみ働いている(N=81)	45.7%	42.0%	12.3%	0.0%	87.7%	12.3%
二人とも働いていない(N=320)	41.9%	49.4%	6.9%	1.9%	91.3%	8.8%
乳児（1歳未満）(N=238)	42.4%	51.7%	5.9%	0.0%	94.1%	5.9%
幼児（1歳以上）(N=346)	42.8%	52.6%	4.6%	0.0%	95.4%	4.6%
小学生(N=341)	45.5%	47.5%	7.0%	0.0%	93.0%	7.0%
中学生(N=188)	48.4%	45.2%	6.4%	0.0%	93.6%	6.4%
高校生、大学生、大学院生(N=268)	46.6%	46.6%	6.0%	0.7%	93.3%	6.7%
学校を卒業した未婚の子ども(N=563)	48.0%	46.5%	5.5%	0.0%	94.5%	5.5%
結婚した子ども(N=798)	47.2%	45.6%	6.8%	0.4%	92.9%	7.1%
子どもはいない(N=644)	50.3%	41.3%	6.8%	1.6%	91.6%	8.4%